

2017.4 -

京都文化

芸術都市

創生計画

第二期



第2期 京都文化芸術都市創生計画の策定に当たり

京都は千年を超える歴史の中で、奥深い伝統文化を継承してきたまち。同時に、国内外との交流を通じて多様な文化を受け入れながら、伝統の上に革新を重ね、絶えず新たな文化芸術を生み出してきたまちでもあります。

そんな京都の文化をいかすため、本市では昭和53年に「世界文化自由都市宣言」を行い、「広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市」を目指して歩み続けることを高らかに誓いました。

そして平成18年4月、京都の優れた文化芸術を通して市民生活やまちづくりの取組を活性化し、新たな魅力あふれる世界的な文化芸術都市として京都を創生することを目指し、「京都文化芸術都市創生条例」を施行。翌年3月には「京都文化芸術都市創生計画」を策定し、市民、芸術家、企業、関係機関の皆様と力を合わせ、様々な取組を進めてまいりました。この10年の間に、その取組は大きく前進しています。

昨年3月には、文化庁の京都への全面的移転が決定し、本年からは一部先行移転が実施されます。さらに2020年東京オリンピック・パラリンピックをはじめとする国際的な祭典が、我が国で相次いで開催。国を挙げて文化の力による地方創生が目指され、世界からも注目が集まる今、「世界文化自由都市宣言」に掲げた都市の理想の実現に向けて大きく飛躍する好機を迎えています。

今こそ文化芸術を基軸として、産業、観光、教育などあらゆる政策分野を融合する新たな価値を創造し、全国で進められる地方創生の取組の先頭に立つ。そんな強い決意の下、本市ではこの度、「第2期 京都文化芸術都市創生計画」を策定いたしました。この計画に基づき、文化芸術の力で日本を元気にする取組に全力を尽くしてまいります。皆様の温かい御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に多大のお力添えを賜りました京都文化芸術都市創生審議会及び政策部会の委員の皆様、並びに関係者の皆様方、そして貴重な御意見や御提案をお寄せいただきました皆様に、心から御礼申し上げます。

京都市長 門川 大作

世界文化自由都市宣言

宣言

都市は、理想を必要とする。その理想が世界の現状の正しい認識と自己の伝統の深い省察の上に立ち、市民がその実現に努力するならば、その都市は世界史に大きな役割を果たすであろう。われわれは、ここにわが京都を世界文化自由都市と宣言する。

世界文化自由都市とは、全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由につどい、自由な文化交流を行う都市をいうのである。

京都は、古い文化遺産と美しい自然景観を保持してきた千年の都であるが、今日においては、ただ過去の栄光のみを誇り、孤立して生きるべきではない。広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市でなければならない。われわれは、京都を世界文化交流の中心にすえるべきである。

もとより、理想の宣言はやさしく、その実行はむずかしい。われわれ市民は、ここに高い理想に向かって進み出ることを静かに決意して、これを誓うものである。

昭和53年10月15日

京都市

この宣言は当時、非常に画期的な内容を持っていましたが、30年以上経った今も、そして今こそ、これからの京都の未来、文化政策を考えるうえで必要なことが示されています。

本市の文化行政は、大きな転換期を迎えています。文化庁の京都への全面的移転方針の決定、そして数年後に迫った平成32年（2020年）の東京オリンピック・パラリンピックの開催とそれ以降の展開など、まさに「京都を世界文化交流の中心にすえるべき」ときが来ました。

常に世界を意識し、新たな文化を創造しなければなりません。

「世界文化自由都市宣言」を絶えず念頭に置いて、本計画を策定し、推進します。

第1章

第2期 京都文化芸術都市創生計画の背景と位置付け

1

- 1 計画の背景 2
- 2 京都の文化芸術を取り巻く状況 7
- 3 計画の位置付けと計画期間 10

第2章

第2期 京都文化芸術都市創生計画の内容

11

- 1 計画の方向性 ～文化芸術都市の創生に向けて～ 12
- 2 計画の構成 13
- 3 計画の四つの方向性と施策 14
 - 方向性1 暮らしの文化や芸術に対する豊かな感受性をもった人々を育む 14
 - 方向性2 多様な文化が根付く暮らしの中から、最高水準の文化芸術活動を花開かせる 20
 - 方向性3 京都の文化芸術資源を活用し、文化を基軸にあらゆる政策分野との融合により、
新たな価値を創造する 24
 - 【本市の文化芸術を支える主な拠点等の現状と今後の方向性】 30
 - 方向性4 様々な文化交流を推進し、京都の魅力を発信する 37

第3章

推進方法

41

- 1 推進するうえでの役割 42
- 2 関係機関との連携及び庁内の連携 43
- 3 計画の取組の評価・点検等 44

参考資料

- 1 施策一覧（京都文化芸術都市創生条例との関連） 46
- 2 京都市文化政策・戦後の歴史 50
- 3 第1期 京都文化芸術都市創生計画の後半期（平成24-28年度）の取組と成果 51
- 4 最近の国の動向 53
- 5 京都文化芸術都市創生条例 54
- 6 京都文化芸術都市創生審議会委員及び政策部会委員等 57
- 7 「次期京都文化芸術都市創生計画策定のための基礎調査」の概要 58
- 8 「京都の文化力に関する調査ヒアリング記録」の概要 59
- 9 「次期京都文化芸術都市創生計画策定に関するヒアリング」の概要 62
- 10 第2期 京都文化芸術都市創生計画（案）に関する市民意見募集の概要 63
- 11 計画策定までの経過 64
- 12 用語解説 65

第 1 章

第 2 期 京都文化芸術都市創生計画の背景と位置付け

1 計画の背景

(1) 京都における文化芸術の継承と創造

京都は、山紫水明の豊かな自然に恵まれ、1200年を超える悠久の歴史の中で、優れた文化芸術^{*1}を生み出し、洗練させながら、これを重層的に蓄積してきました。日々の暮らしの営みを大切にしながら、外からの刺激を受け入れ、咀嚼し、絶えず新たな文化を創造し続けてきた、世界にも類を見ない都市です。

先駆的な文化芸術の創造と練磨、熟成、そして継承を繰り返してきた京都の文化芸術は、人々の暮らしの中に息づき、芸術家たちの挑戦と努力、文化芸術に対する市民の深い愛着と理解、その創造と蓄積を支える高い見識と誇りによって培われてきました。寺院、神社や庭園などの文化財や、数多くの町家などはもとより、暮らし全体を包む文化的景観^{*2}の中に張り巡らされた美意識、感性は、「京都らしさ」として、この都市を形づくる重要な要素となっています。今、私たちはこの京都らしい文化的景観——目に見えるものだけでなく、音、香りなど、五感で受け止める立体的な景観——を継承し、その上に創造を続けていく必要があります。

伝統



京都薪能 観世流能「翁」井上裕久
(ウシマド写真工房撮影)

現代



「NEW INCUBATION 8 伊藤隆介×中田有美
『ジオラマとパノラマ——Diverting Realities.』」2016年

(2) 文化芸術の持つ力

文化芸術は、人類全体の社会的財産であり、また、創造的な経済活動を促進するものです。国における「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)」にも、文化芸術資源で未来をつくり、「文化芸術立国」を目指すことが示されています。

文化芸術は、広く人々や社会に影響を与え、深く大きな波及効果を生み出すものであり、次のような力を持つと考えられます。

- ①心の豊かさや活力，創造力の源泉となる。
- ②他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密にし，人間相互の理解を促進する等，共に生きる社会の基盤を形成する。
- ③子ども・若者，高齢者，障害のある方，在留外国人等，それぞれの持つ力を最大限に引き出し，社会への参加の機会を開く。
- ④地域固有の特性を生み出すことにより地域への愛着を一層強め，地域住民の誇りとなる。
- ⑤文化芸術が他の様々な産業，教育と結び付くことにより，新たな需要や高い付加価値を生み出し，質の高い経済活動を実現し，成熟した都市文化を更に発展させる。
- ⑥文化の多様性が維持されることで，世界平和の礎となる。

近年，文化芸術が生み出す雇用や観光収入が評価され始めると，文化的要素と実用的観点を結び付けた製品やサービスは付加価値の源として認識され，文化産業に大きなポテンシャルがあることもよく認識されるようになってきました。

また，文化芸術が生み出す社会への波及効果を，教育，福祉，まちづくり，産業等，幅広い政策分野との関連性を念頭に置き，文化芸術を広く捉えた施策の展開が必要とされています。

京都はこれまでも，このような力をもたらす文化芸術の厚い蓄積を持った世界的な都市として知られてきましたが，文化庁の全面的移転の方針などが決定されたことを受けて，今一度，活力ある京都のまちづくりに文化芸術の力をいかすことが求められています。

(3) 最近の京都市文化政策の取組

京都市は，本計画の冒頭に掲げた「世界文化自由都市宣言」(昭和53年)を世界に向けて宣言し，都市としての理想像を示しました。以降，市政の基礎となる京都市基本構想，京都市基本計画は，この宣言の下に策定しています。

文化政策の領域では，平成18年に，京都の優れた文化芸術を通じて市民生活やまちづくりの取組を活性化し，京都を新たな魅力に満ち溢れた世界的な文化芸術都市として創生することを目指して「京都文化芸術都市創生条例」(以下「創生条例」という)を施行しました。また同年，「国家戦略としての京都創生」という観点から，京都市の今後の方針や国への要望，提案を取りまとめ，「歴史都市・京都創生策Ⅱ^{※3}」を策定しました。

その翌年，平成19年には，創生条例に基づき，平成29年3月までの10年間を対象期間とする「京都文化芸術都市創生計画」(以下「創生計画」という)を策定しました。10年間にわたり，創生計画に掲げた各施策を着実に進め，「暮らしの中に文化芸術がいきいきと息づき，人々の豊かな感性が育まれるとともに，そこで生まれる活力やにぎわいがまちの活性化につながることを目指して，文化芸術とまちづくりを一本化させた取組を促進」してきたことで，文化芸術都市・京都の創生に向けて大きな前進が見られました。

そして、平成32年(2020年)の東京オリンピック・パラリンピック等の開催決定を契機に、「京都文化芸術都市創生計画」を補強するものとして、特に強力に推進すべき具体的な事業を取りまとめた「京都文化芸術プログラム2020」を平成27年2月に策定しました。

さらに、平成28年3月には、オール京都で要望していた文化庁の京都への全面的移転方針が決定しました。文化行政の中核組織が京都に移転することにより、日本の文化行政の大きな転換点となり、文化庁の機能が拡充され、京都、関西から全国へ文化芸術の力による地方創生が進むことが期待されます。これを受けて、「京都文化芸術プログラム2020」を「京都文化芸術プログラム2020⁺」にバージョンアップし、文化芸術によるまちづくりに、より一層強力に取り組むこととしました。

(参考) 京都文化芸術プログラム2020⁺(プラス)について

(※ が「同プログラム2020⁺」の追加項目)

○最上位の方針 京都から地方創生を実現～文化芸術の力で日本を元気に～

- 四つの方針
- 1 次の世代の担い手育成
 - 2 今に息付く文化を守り、活かし、創造する
 - 3 京都の魅力発信
 - 4 国内外との連携

○八つの視点 育てる 果たす 知る 守る 活かす 広める 集う つなぐ

○12の重要事業

- ①学校教育をはじめ、あらゆる機会を通じた伝統的な文化芸術に触れる取組 育てる ・ 知る
- ②日本の文化芸術を牽引し、世界の人々を魅了する創造環境の整備 育てる ・ 集う
- ③国立京都伝統芸能文化センター(仮称)の創設とそれに向けた先駆的取組の実施
育てる ・ 果たす
- ④「地域に根差した暮らしの文化^{*4}」を通じたまちづくりの推進 知る
- ⑤「京都・和の文化体験の日」の実施など若者を対象とした伝統的な文化芸術に触れる機会の創出
知る ・ 活かす
- ⑥京都市指定・登録文化財の公開に向けた大規模な改修を推進するなど「未来へつなぐ歴史的建造物等計画的修理事業」の実施 果たす ・ 守る
- ⑦「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」制度の推進と、「日本遺産制度」の活用による奥深い魅力の再認識と発信 守る ・ 活かす
- ⑧文化・観光に関する情報の一元的把握及び入場券等を販売するWEBシステムの構築 広める
- ⑨「東京オリンピック・パラリンピック」等を契機とした国際的な祭典の開催 広める ・ 集う
- ⑩市民、NPO、大学、企業、文化芸術団体等との連携や支援による様々な文化芸術活動の展開
集う
- ⑪アーティスト・イン・レジデンス^{*5}の強化など世界のアーティストが集まる文化芸術のハブを目指した環境整備 集う

⑫文化庁移転方針決定を受けた京都として日本の文化芸術・ものづくり等の振興

果たす ・ 活かす ・ 広める ・ つなぐ

(4) 第1期 京都文化芸術都市創生計画の取組と成果

(詳細については参考資料のP51-52を参照)

創生計画は、「文化芸術によるまちづくり」を中心的な理念としており、計画前半期(平成18-23年度)においては「五つの京都先行プロジェクト」に掲げた事業に重点的に取り組み、計画後半期(平成24-28年度)においては、その理念を継承したうえで、三つの重要施策群のもと、9施策に取り組みました。

計画前半期(平成18-23年度)の主な取組と成果

ア 京都ならではの文化・景観・観光三位一体の取組の推進

- (ア) 伝統芸能文化の更なる創生に向けた先駆的取組の開始
- (イ) 京都文化祭典、京の華舞台等の取組

イ 文化芸術による魅力ある地域のまちづくりの推進

- (ア) 元立誠小学校を拠点とした文化芸術による地域のまちづくり

ウ 文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成

- (ア) 「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」等の取組
- (イ) 子どもたちが文化芸術を鑑賞し、体験するきっかけづくり

エ 新たな文化芸術を創出する若き人材の育成

- (ア) 若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり
- (イ) 京都芸術センター事業等による芸術家の育成・活動支援

オ 文化ボランティアなど市民参加による文化芸術都市づくり

- (ア) 京都市キャンパス文化パートナーズ制度の創設



京都創生座 番外編「伝統芸能バリアブル」
(撮影：田中マサアキ)



京都芸術センター

これらの取組のほか、新景観政策の推進、「源氏物語千年紀記念」事業の開催と「古典の日」の法制化、国民文化祭・京都2011の実施、「京都祇園祭の山鉾行事」のユネスコ無形文化遺産登録、京都市文化財マネージャー(建造物)制度の創設等に取り組みました。

計画後半期(平成24-28年度)の主な取組と成果

ア 重要施策群1：継承と創造に関する人材の育成等

- (ア) 伝統芸能文化の更なる創生に向けた取組

京都の貴重な伝統芸能文化を、現代に息づくものとして広く発信し、将来に継承する拠点施設「国立京都伝統芸能文化センター(仮称)」の創設を目指し、センターのイメージを明らかにするモデル事業「五感で感じる和の文化事業」において、創作公演、レクチャー等を開催し、京都における伝統芸能の集積をいかした事業を展開しました。

- (イ) 京都芸術センター等による芸術家の育成・活動支援

京都芸術センターは、京都市の文化芸術振興の拠点施設として、幅広い分野の若い芸術家の活動を支援し、多くの芸術家を輩出しました。

- (ウ) 文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成

京都の優れた芸術家を小学校等に派遣する「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」を実施し、年間約20箇所を訪問しました。

また、平成27年度からは、伝統的な文化芸術の分野の講義数を増やし、平成28年度からは、伝統芸能の公演鑑賞事業を実施し、子どもたちが伝統的な文化芸術に触れる機会を充実しました。

イ 重要施策群2：創造環境の整備

(ア) 京都会館の創造・発表拠点としての再整備

昭和35年に建設された京都会館を再整備し、ロームシアター京都としてリニューアルオープンしました。劇場文化の拠点として、その魅力と感動を多くの方に実感いただけるよう、オープニング事業を開館後1年間にわたって実施しました。

また、京都市美術館の再整備への着手、京都市立芸術大学の移転推進など、更なる文化施設の環境整備を進めています。

(イ) 京都芸術センターを中心とした情報機能等の充実

同センターが培ってきた事業アーカイブや人的ネットワークを活用し、情報の収集、発信機能を充実しました。

また、京都で文化芸術を支える専門家のネットワーク、「京都文化芸術コア・ネットワーク^{※6}」を設立し、情報交流のプラットフォームを構築しました。

(ウ) 国内外との文化芸術交流による質の高いコミュニケーションの促進

京都国際現代芸術祭2015や京都国際舞台芸術祭など、国際的な祭典を開催し、国内外と文化芸術による交流を行いました。

また、京都芸術センターを中心に国内外のアーティスト等を受け入れ、交流するネットワークの構築、文化庁文化芸術創造都市振興室と連携したアーティスト・イン・レジデンス事業を実施し、文化芸術交流による質の高いコミュニケーションを促進しました。

ウ 重要施策群3：文化芸術と社会の出会いの促進

(ア) 文化芸術と暮らしを改めて結び付けるための取組

京都をつなぐ無形文化遺産制度により、「京の食文化」「京・花街の文化」「京の地蔵盆」「京のきもの文化」などの選定を行い、京都のまちに脈々と受け継がれてきた暮らしの文化を再認識し、未来に引き継がれるよう、取組を進めました。

(イ) 文化芸術による地域のまちづくり活動の支援

本市が支援する各区における事業等に「文化芸術による地域のまちづくり事業」ロゴマークを活用し、各区における文化芸術の情報の集約に取り組みました。

また、みやこ文化財愛護委員や、京都市文化財マネージャーを育成し、地域の文化財の魅力発見につなげる取組を進めました。

(ウ) 若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり

「東山 アーティスツ・プレイスメント・サービス実行委員会」(略称：HAPS)^{※7}を設立し、芸術家の様々な相談に対応する総合サポート窓口を設置し、芸術家に適した空き家の紹介や閉校施設等の活用による制作場所の提供、専門家のネットワークによる発表活動の支援など、芸術家が京都に根差した活動を行えるような取組を進めました。

これらの取組のほか、平成32年(2020年)に向けた日本の文化プログラムのキックオフと位置付けた「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」の京都での開催、琳派400年記念祭、伊藤若冲生誕300年記念事業、京都国際マンガ・アニメフェアの開催、祇園祭後祭の復興支援、京都市交響楽団の活躍など、国内外から注目される施策・事業に取り組みました。

今、全国的に文化芸術を取り巻く状況は、大きな転換期を迎えています。

例えば、全国的な社会状況の傾向として、人口減少、少子高齢化社会の進行、価値観の多様化とそれに伴う生活様式・行動様式の変化、地域コミュニティの希薄化、自然災害の多発と復興の要請、情報通信技術の急速な普及・発達、ビッグデータ^{※8}や人工知能^{※9}などの技術革新等々が顕著であり、社会の変化が著しい状況です。

京都においても、文化芸術を取り巻く状況について、次のような変化が見られます。

○暮らしの文化の継承、文化芸術に親しむ機会等について

京都は、暮らしや生業に関わる文化を町衆が支えてきたまちであり、また、子どもたちをはじめ、あらゆる人々が暮らしの中で文化を身近に感じることでできる都市であり続けてきました。しかし、価値観の多様化に伴って生活様式が変化するにつれ、例えば季節の移り変わりを楽しむ様々な習慣など、暮らしの文化の継承が難しくなっています。また、人口減少、少子高齢化社会が進行する中で、地域コミュニティや地域とのつながりを維持し、活性化することが課題となっています。

こうした状況の下、地域の中で支えられ、衣食住をはじめとする暮らしの中に根付いた文化について改めて考えることや、それを未来へと受け継いでいくための環境を整え、行動を起こすことが強く求められていると言えるでしょう。また、子ども・若者、高齢者、障害のある方など、それぞれの人が持つ力を最大限に引き出し、いきいきとした社会参加の機会へつなげることも、これからの社会において、文化芸術の力に期待されることです。

○文化芸術の継承と創造について

京都はまた、その歴史を通じて、世界レベルの芸術家たちを輩出してきました。しかし、優れた技・芸を次世代に継承し、革新と創造を続けていくためには、それを直接担う芸術家だけでなく、楽器や衣装、その他の用具用品を製作する人々の生活や、材料の確保などを含めた、文化芸術を支える広範な要素が互いに連携し、有機的に機能していなければなりません。目下の社会の変化の中で、そのための新しい仕組みづくりを早急に進めることが喫緊の課題となっています。

同時に、京都に数多い芸術系大学などを卒業した若手芸術家たちが、引き続き京都に根を下ろして活動し、能力に更に磨きをかけて世界へと羽ばたいていけるような、大胆かつきめ細かな支援が必要とされています。

また、特色ある文化芸術活動で地域の可能性を最大限引き出す取組も大切です。

○文化芸術資源の活用について

京都是有形無形の文化芸術資源が豊富なまちであり、ものづくり産業、観光や景観といった都市政策の様々な側面が、自ずと文化の観点の色濃く持ち、文化との連携によって発展してきました。近年においてはさらに、文化芸術資源の保存・活用においてもビッグデータや人工知能の導入が不可欠になるなど、急速な技術革新と共存していくことが求められています。

このような現状が、文化芸術資源の魅力を最大限に引き出す方向へ向かうよう、戦略的に臨まなければなりません。同時に、先人から受け継いだ京都の豊富な文化財について、保存と活用を確実に進めていくために、その価値の共有を図っていくことが急務となっています。

今後、文化政策を限定的に文化芸術のみに関与するものと捉えるのではなく、観光、経済をはじめ、あらゆる政策分野に波及するものとして位置付け、これを基軸として社会に広がりと深みを持たせる政策を推進していくという姿勢が、より明確に求められます。

○文化交流、情報発信について

そして、今後10年の京都にとりわけ大きな飛躍が期待されるのは、国内外との文化交流の推進です。京都はもとより、国内外から様々な人々が集い交流するまちとして発展してきました。今後、その性格を一層強めるとともに、外への発信力を高め、相互交流の成果を生み出していくことが課題であると言えます。

京都はまた、文化芸術団体等が自律的に活動し、重層的に集積しているまちです。その環境を基盤に、文化芸術に携わる人々が集うネットワークを更に充実させ、様々なセクター間の情報交換を進めることが強く求められています。そうしたネットワークの上に、近年のICT^{*10}の発達や多様化を十分に活用して、国内外の人々により手軽に分かりやすく、質の高い京都の文化芸術情報を提供できるようにすることも大切です。

以上に加え、特に京都における文化芸術行政の将来を考えるうえで、直面している二つの重要な出来事があります。

文化庁の京都への全面的移転方針の決定

平成28年3月、国のまち・ひと・しごと創生本部は、文化庁の京都への全面的な移転を含む「政府関係機関基本方針」を決定しました。

移転に当たっては、新たな政策ニーズ等に対応し、機能強化を図ることとされています。また、平成28年8月に文化庁移転協議会で決定した「文化庁の移転の概要について」では、文化芸術資源をいかした地方創生の観点から、既存の文化行政の枠組に捉われず、文化を基軸として、観光・経済をはじめ、産業、教育、福祉、まちづくり等のあらゆる政策分野との連携を強化し、広がりや深みのある文化行政を進めることが志向されています。文化庁の全面的移転方針の決定を受けた京都としても、それにふさわしい政策を実現することにより、日本全体の文化力に磨きをかけるために重要な役割を果たし、全国の地方創生の推進に貢献する必要があります。

地域文化創生本部の設置

平成29年度から、文化庁の組織として京都に「地域文化創生本部」が京都市上下水道局旧東山営業所に設置され、先行移転が実施されます。「総括・政策研究

グループ」、「暮らしの文化・アートグループ」、「広域文化観光・まちづくりグループ」の3つのグループを設け、京都の知見・ノウハウ等をいかしながら、新たな政策ニーズに対応した事務・事業が先行的に実施されます。

文化庁・関西広域連合・関西経済連合会・共同宣言

平成28年7月21日、文化庁と関西広域連合・関西経済連合会は、文化庁の全面的な移転に関して「官民挙

げて歓迎する。文化の力で未来を切り開き、「文化芸術立国」を実現させる」とする共同宣言を行いました。

2020年東京オリンピック・パラリンピック等の開催

平成31年(2019年)から平成33年(2021年)の3年間に、日本では東京オリンピック・パラリンピックをはじめ、ラグビーワールドカップ2019や関西ワールドマスタースゲームズ2021など、世界的なスポーツイベントが集中的に開催されます。オリンピック・パラリンピックは、スポーツだけではなく、文化の祭典でもあります。これら世界中から多くの人々が訪れるイベントの主要な舞台として、京都は大きな役割を果たすことが求められています。それは同時に、京都にとって、文化芸術や奥深い暮らし、魅力を世界に発信するまたとない機会です。こうした機会を一過性に終わらせることなく、平成32年(2020年)以降にどのようなレガシー(遺産)を残していくのかも重要な観点です。

「京都文化カプロジェクト2016-2020」の推進

京都市、京都府及び京都商工会議所では、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を契機に、世界に向けて日本文化を発信するため、京都文化カプロジェクト実行委員会を組織しました。この実行委員会の

前身である「京都文化フェア呼びかけ」に基づく推進委員会が、平成28年3月に策定した基本構想に基づいた、具体的な事業計画である「京都文化カプロジェクト2016-2020」実施計画(総論)を平成28年10月に取りまとめ、取組を進めています。

国の文化プログラムの推進

国は、「文化芸術の振興に関する基本的な方針(平成27年5月閣議決定)」等に基づき、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会をいかし、文化プログラムの推進を通じて、日本文化の魅力を世界に発信するとともに、地方創生、地域活性化につながる取組の全国展開を図っています。

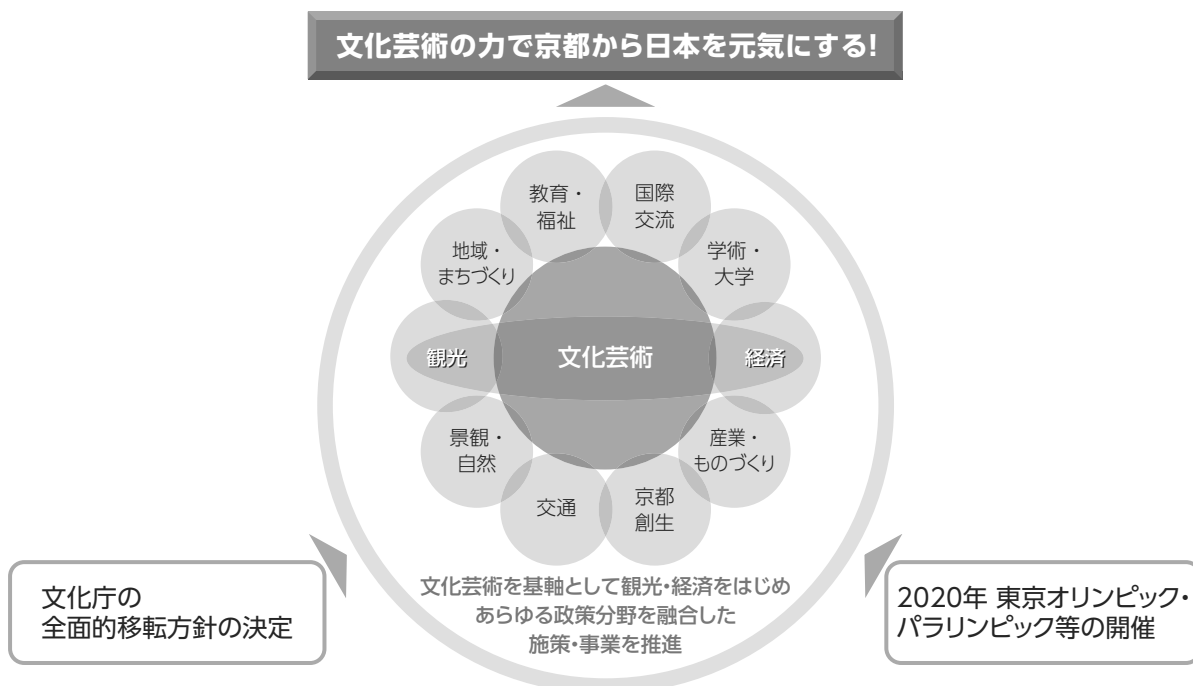
文化プログラムの推進に当たっては、主催者の状況等に応じて3つのロゴマーク(「東京2020公認文化オリンピックアード」、「東京2020応援文化オリンピックアード」及び「beyond2020プログラム」)が設けられています。このマークの使用に当たっては、オリンピックアードは公益財団法人

人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に、beyondは内閣官房東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部事務局に申請し、認証を得る仕組みとなっています。

文化プログラムは、平成28年10月に、そのキックオフ・イベントである「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」が政府主催により京都と東京で開催されました。その際に採択された「2020年を見据えた文化による国づくりを目指して(通称：京都宣言)」には京都市も参加しています。平成32年(2020年)及びそれ以降のレガシーの創出に向け、文化プログラムの質・量の一層の充実が目指されています。

※その他の国の動向については、参考資料P53を参照

■京都の文化芸術を取り巻く状況



(1) 計画の位置付け

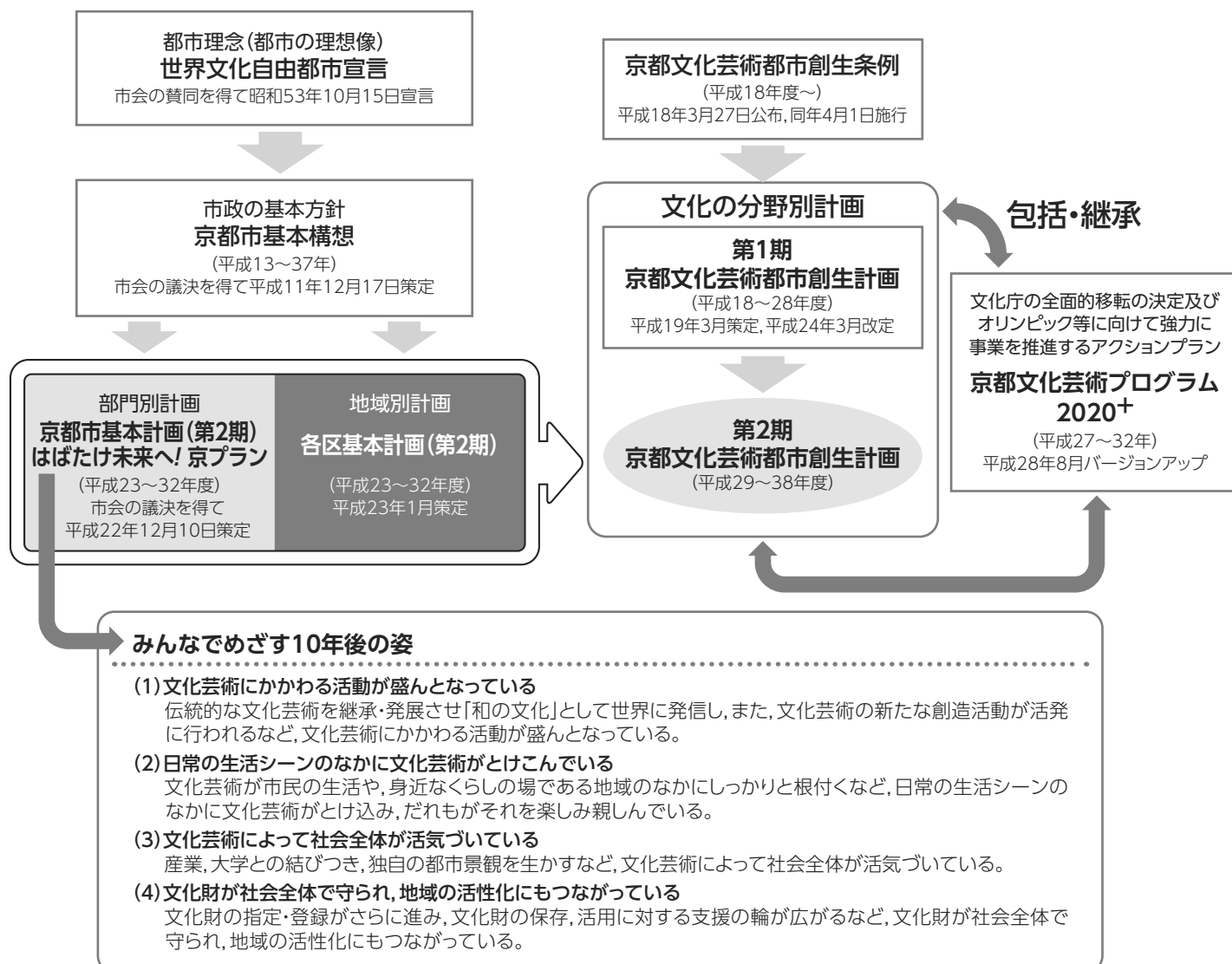
本計画は、平成18年に制定した「京都文化芸術都市創生条例」第7条第1項に基づき、平成19年3月に策定した、第1期の「京都文化芸術都市創生計画」の後継計画です。「創生計画」は、京都市基本計画(第2期)「はばたけ未来へ! 京プラン」のうち、文化芸術に係る分野別計画です。

なお、本計画は、第1期の「創生計画」の取組期間中に策定した「京都文化芸術プログラム2020⁺(プラス)」(平成27年2月策定の「同プログラム2020」を平成28年8月にバージョンアップ)を包括・継承し、平成32年(2020年)までは、これと連動しながら各施策を推進していきます。

(2) 計画の期間

平成29年(2017年)4月から平成39年(2027年)3月までの10年間

■計画の体系



第 2 章

第 2 期 京都文化芸術都市創生計画の内容

第2章 | 第2期 京都文化芸術都市創生計画の内容

1 計画の方向性 ～文化芸術都市の創生に向けて～

基本方針：成熟した都市文化を基盤に新しい文化を創造し続けるまち

山紫水明と称される美しい自然を有する京都は、平安遷都以来、政治・文化・宗教の中心として発展し、悠久の歴史を歩んできました。繊細な美意識と高い精神性を伴った文化の集積地であることは世界に知られていますが、これを支えているのは、人々の日々の衣食住などの暮らしの文化です。

京都は、多様な暮らしの文化をその内に湛えながら、先人から受け継いだ文化芸術にたえず新たな息吹を取り込み、創造と革新を繰り返し、重層的に蓄積し、全国に類のない厚みのある文化芸術を形成してきました。京都には、文化芸術を生み出す土壌、いわばDNAが、脈々と受け継がれています。

今日の京都の文化芸術を取り巻く状況は、先に述べたとおり、大きく変化し続けています。そうした中、「文化庁の京都への全面的移転方針の決定」、「2020年東京オリンピック・パラリンピック等の開催」という2つの事象を、京都の文化芸術の振興のためにも大きな追い風としていかなければなりません。

「第2期 京都文化芸術都市創生計画」では、こうした時節に立ち、京都の豊かな文化芸術を備えた土壌に、文化芸術に対する豊かな感受性をもった次代の芽が育つよう種をまき、市民が文化芸術に親しむと同時に優れた芸術家を育てていくことができる環境を整え、多様な文化芸術活動の花を開かせることを目指します。また、京都の文化芸術資源を活用しながら広範な政策分野との融合を図り、新たな価値を創造することで、京都の都市格を一層高め、その魅力を国内外に発信し文化交流を深めたいと考えています。

10年後においても、京都が、永い歴史の中で培われた成熟した都市文化を基盤に新しい文化を創造し続けるまちであることを基本方針に掲げ、以下に示す四つの方向性に沿って、各施策に取り組んでいきます。

方向性1 暮らしの文化や芸術に対する豊かな感受性をもった人々を育む

人々が日々の暮らしの中に息づく文化を再認識して大切に継承するとともに、文化芸術に触れる機会を創出して人々の感受性を育み、市民の文化芸術活動がさかんな社会を目指す

方向性2 多様な文化が根付く暮らしの中から、最高水準の文化芸術活動を花開かせる

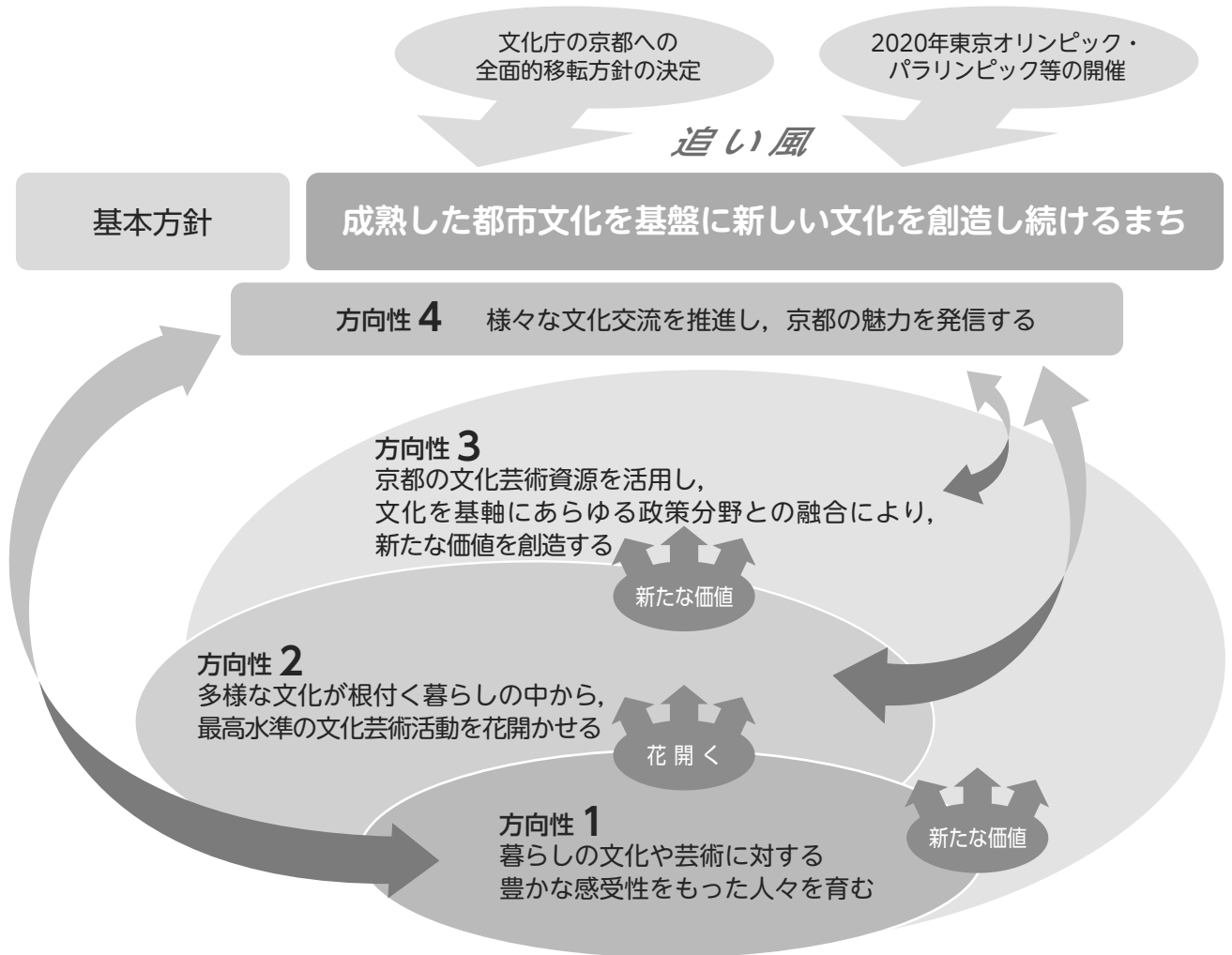
文化芸術に満ち溢れた土壌から、伝統芸能や現代芸術など多様な分野において、世界で活躍する芸術家が育つまちを目指す

方向性3 京都の文化芸術資源を活用し、文化を基軸にあらゆる政策分野との融合により、新たな価値を創造する

有形無形の文化芸術資源を活用し、観光・経済をはじめ、産業・学術・教育・福祉・まちづくり等、様々な関連分野への波及・融合を図ることにより、文化による新たな価値の創出を目指す

方向性4 様々な文化交流を推進し、京都の魅力を発信する

魅力あふれる京都の文化芸術を国内外に発信し、文化交流を推進するとともに、文化庁を迎える京都を国際的な交流の舞台とすることを目指す



計画における最重要施策

方向性 1	★★「地域に根差した暮らしの文化」の振興
方向性 1・3	★★「光」「音」「香り」などで彩られた五感で感じる京都の景観の継承と活用
方向性 2	★★伝統芸能文化の振興に向けた先駆的取組の実施
方向性 2・3	★★芸術家の社会的、経済的地位の向上につながる各種取組の推進
方向性 3	★★京都市美術館の再整備の推進
方向性 3	★★世界遺産・二条城が文化財保存と活用のモデルとなる取組の実施
方向性 4	★★文化庁の全面的な移転に向けた取組の着実な推進
方向性 4	★★「東京オリンピック・パラリンピック」「関西ワールドマスタースゲームズ2021」等を契機とした国際的な文化の祭典の開催とその成果の継承

★：推進施策のうち重要施策 ★★：最重要施策
※後掲については、表記のページに施策内容を記載

方向性 1

暮らしの文化や芸術に対する豊かな感受性をもった人々を育む

京都は、三山や鴨川、桂川の流れなど、山紫水明と称される豊かな自然に囲まれ、人々は自然への畏敬の念をいだき四季の移ろいを五感で感じながら、自然とともに暮らしの営みを重ねてきました。また、自然の風景が社寺や京町家をはじめとする建造物や町並みと溶け合った独自の都市景観を背景に、京都の先人たちは長い歴史の中で伝統を継承し、優れた文化芸術を創造し続けてきました。

京都に暮らす「人」こそが、このまちの文化芸術を守り、磨き、育ててきたのです。京都の文化芸術、有形無形の文化遺産は、地域の人々の暮らしの中で支えられており、衣食住をはじめとした暮らしの中に溶け込み、根付いています。

しかし、今、生活様式の変化などから、そういった季節感や地域性を感じる機会が少なくなってきました。本計画では、人々が日々の暮らしの中に息づく文化を再認識し、大切に継承できるようにすることや、次世代への継承の担い手となる「子ども」を中心に、文化芸術に触れる機会を増やすことを取組の軸に据え、まち全体の文化力の向上につなげます。あわせて、生活するうえで何らかの困難な状況にある方の社会参加を助け、社会・地域の課題解決に資する文化芸術の力をいかし、「社会包摂^{*11}」の観点でも文化芸術の取組を推進します。そして、市民の自主的な文化芸術活動が盛んな社会になるよう、情報、機会提供、その他様々な面で支援していきます。

そうした活動を支え、育み、包み込む京都のまちは、その全体が文化的景観であると言えます。本計画では、建築物など目に見えるものだけでなく、京都に暮らす人々の生活や生業、その中から生み出される音、香りなど、脈々と受け継がれ、まちを構成している要素全体を、五感で感じる文化的景観として捉え、京都の財産として受け継いでいきます。

▶暮らしの中に根付いた文化を楽しみ、継承する

★★ 1 「地域に根差した暮らしの文化」の振興

京都には、地域に根差した暮らしの文化が息づいており、それらをいかしたまちづくりが展開されています。暮らしの文化をいかしたまちづくりは、京都に息づく「子どもを地域や社会の宝として大切に育む「はぐくみ文化」」の更なる推進にも寄与します。

本市では、東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、各区の区民提案により実施する本市の支援事業のうちから「文化芸術によるまちづくり事業」を認定し、認定を示すロゴマークを掲示する取組を平成26年度から開始しています。今後、地域における文化芸術を通じたまちづくりや、おもてなしの取組などについて話し合う場も創設し、これらの取組の集大成として、「京都おもてなし百科（仮称）」を作成して、文化芸術による地域のまちづくりを進めます。

- ★ 2 **伝統産業品等を暮らしの中で活用し子どもの感性を“はぐくむ”取組の推進(◎新規)**
 子どもの頃から伝統産業品等を暮らしの中で使う機会を創出することで、子どもたちに伝統的な本物のものの良さを伝え、感性を養うため、京都伝統産業ふれあい館等と連携し、伝統産業が暮らしの中で根付く文化を育みます。
- ★ 3 **文化芸術と暮らしの関係性を再認識する取組など暮らしの文化の継承、普及の促進**
 京都では、暮らしの中に溶け込んでいる文化芸術の力によって、市民が美意識を培い、感性を受け継いできました。その関係が希薄になってきている今、改めて文化芸術と暮らしを結び付ける取組、例えば、町家等を活用した茶道、華道、香道等の文化を体験する機会の創出や、食文化をはじめとする京都ならではの衣食住の習慣や年中行事等を継承する取組等を実施します。
- ★ 4 **「真のワーク・ライフ・バランス^{※12}」の推進による地域に根差した暮らしの文化の継承**
 仕事と家庭生活の調和だけでなく、地域活動や社会貢献活動等に積極的に参画する「真のワーク・ライフ・バランス」を推進することによって、地域活動が活発になり、地域に根差した暮らしの文化の継承を促進します。
- ★ 5 **京都の文化、アイデンティティ^{※13}を大切にするための講座等の実施(◎新規)**
 市民が地域固有の文化を深く理解し、主体的な創造活動や文化芸術体験を行っていくきっかけとなる講座を開催することにより、京都、ひいては日本の文化やアイデンティティを大切に、国内外に日本の文化を発信できる人材育成を目指します。
- ★ 6 **学校給食における「和食」の充実に向けた取組の推進と情報発信**
 「和食」の特徴を強調した献立や、和菓子、漬物など、和食の良さを伝える食材等の提供を進めるとともに、子どもたちの発達段階に応じた学校給食の充実や「食」に関する指導の充実を図り、各種媒体を使用して、和食文化や給食献立のレシピ等の情報発信を進めます。
- ★★ 7 **「光」「音」「香り」などで彩られた五感で感じる京都の景観の継承と活用**
 (後掲 P19)
- 8 **京の食文化ミュージアム・あじwai館を活用した京の食文化の普及・啓発**
- 9 **子どもから大人まで、市民が京都の歴史や文化に触れ、京都の魅力を体験できる機会の創出と発信(市民による京都の魅力再発見事業)**
- 10 **小学校における生け花体験や花育活動、公共施設等での飾花を通じた花き文化の振興(◎新規)**
- 11 **京都市学校歴史博物館における教育・人づくりにかけた町衆文化の継承と発信**

▶子どもが文化芸術に触れる機会を創出し、感性を磨く

- ★ 12 華道, 茶道, 香道をはじめとする伝統的な文化芸術から現代芸術までの幅広い芸術家を小中学校等へ派遣する「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」の実施
- 京都の文化芸術を支え, 継承と創造をしていくためには, 感性豊かな子どもの頃から, 質の高い文化芸術作品にできるだけ多く, 直接触れることが大切であり, 引き続き, 文化芸術に関わる講話や実技指導, ワークショップ等を行う「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」を実施します。

★ 13 「ほんもの」の魅力が伝わる場所での公演に触れる機会の創出

「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」の体験等を踏まえ, 「ほんもの」の魅力が伝わる場所, 伝統的な和の空間(能楽堂, 寺院, 神社等)で, 子どもたちが伝統的な文化芸術の公演を鑑賞する機会を創出します。

また, 美術館やコンサートホール, 劇場等の場所での子どもたちへの鑑賞機会の提供を推進します。

- 14 子どもたちがものづくり文化に触れる機会の創出
- 15 京都市内の小中学校に伝統産業職人を派遣し, 生徒が匠の技に触れる, 制作体験・実演教室の実施
- 16 文化芸術団体との連携による子どものための各種芸術体験教室等の実施
- 17 体験によって興味を持った子どもたちが継続的に伝統的な文化芸術を学ぶための教室の活用
- 18 「みやこ子ども土曜塾」など親子で一緒に文化芸術を体験できるプログラムの実施
- 19 芸術系高校をはじめ市立高等学校等における特色ある文化芸術教育や文化体験活動の推進
- 20 「歴史都市・京都からまなぶジュニア京都検定」や「[中高生]による[京都・観光文化検定試験3級]チャレンジ事業」の推進
- 21 京都市ジュニアオーケストラ・京都市少年合唱団の運営や地域文化会館における教育プログラムの実施等, 子どもの音楽文化の振興・普及を図る取組の推進
- 22 地域の文化団体等が子どもたちに民俗芸能や, 邦楽, 邦舞等の伝統的な文化芸術を体験, 習得させ, 次代に継承するための取組の促進

- 23 「京都・和の文化体験の日」の実施など若者を対象とした伝統的な文化芸術や伝統産業に触れる機会の創出
- 24 青少年活動センターにおける新たな若者文化の創造と市民との相互交流を促進する事業の実施
- 25 京都市キャンパス文化パートナーズ制度の推進
- 26 「近くて楽しい動物園」の実現に向けた京都市動物園の取組の推進

▶市民が文化芸術に親しむ

★ 27 公共空間や公共交通機関を活用した文化芸術の発信

地下鉄駅構内での作品展示やバス、電車の芸術的な装飾、イベントの広告等、公共空間や公共交通機関を活用して、幅広い市民の方々に文化芸術に親しんでいただく機会を増やします。

★ 28 市民に周知・啓発するツール、証明書等における文化芸術の活用

市民に分かりやすく情報を提供し、興味を持って理解を深めてもらうために、消費者への注意喚起のツールとして落語を用いるなど、文化芸術の力を活用します。

また、戸籍や住民票等の各種証明書に使用している偽造防止用紙に、文化的意匠を印刷することで、京都の文化芸術に親しんでいただくための機会を増やします。

★ 29 福祉施設に芸術家を派遣する等、社会的に困難を抱えている人々に対して、文化芸術の力を活用して社会参加の機会を充実する「社会包摂」の取組の推進(◎新規)

文化芸術は、人の心を豊かにし、他者と共感し、社会的なつながりを生み出し、社会課題の解決につなげる力があります。社会的に困難を抱えている人が、文化芸術の力で潜在能力を発揮し、社会とつながること、あらゆる人がストレスなく文化芸術に親しむことなど、「社会包摂」には様々な効果が期待されています。

具体的な「社会包摂」の取組として、社会的に困難を抱えている人々に、文化芸術に触れてもらう機会を拡充することで、社会参加の機会を増やし、その困難の緩和・解決につなげることができるよう、病院、福祉施設等に芸術家を派遣します。

★ 30 文化芸術を通じた活力ある地域社会「健康長寿のまち・京都」の実現

市民一人ひとりがライフステージや状況に応じた健康づくりに取り組み、文化芸術に触れる生活を通じ、生きがいを実感しながら、いつまでも地域の支え手として活躍できる、活力ある地域社会「健康長寿のまち・京都」の実現を目指します。

★ 31 NPO法人「障害者芸術推進研究機構」との協働による障害のある方の文化芸術活動支援

NPO法人「障害者芸術推進研究機構」との協働の下、障害のある方の文化芸術活動を支援し、様々な取組について地域・市民に対し発信していきます。

32 本市の文化芸術関係施設における、各施設の特徴をいかした各種文化事業の推進

33 京都市生涯学習総合センターを活用したセミナー、コンサートの実施等による文化芸術に関する生涯学習の推進

34 京都市芸術文化協会、京都市音楽芸術文化振興財団等の文化芸術団体と連携した鑑賞・参加型事業の推進

35 「文化芸術都市・京都が世界に誇るオーケストラとしてより市民に愛される京響」を目指す取組の推進

36 文化芸術施策や施設における「ユニバーサルデザイン^{※14}」の推進

37 京都の文化芸術活動に刺激を与え市民に親しまれる多彩な事業の推進

38 市民狂言会、市民寄席、京都薪能、華道京展など、市民や観光客が伝統的な文化芸術に身近に触れる機会の提供

▶市民の文化芸術活動を応援する

★ 39 若手芸術家やクリエイター等の市民・民間団体の活動をサポートし、異なるジャンル間のネットワークを形成するための場・機会の提供

近年、芸術家とクリエイター等の職域に境がなくなってきており、むしろ異なる活動をしている人から刺激を受けることによって、文化芸術活動の精度が高められています。また、市内では、空き家や空きビルなどを活用して、アトリエやコワーキングスペース^{※15}として運営する市民・民間団体が増えています。

今後は、市民・民間団体の活動を見える化することによって、自発的な結び付きを促すとともに、京都文化芸術コア・ネットワークを軸に、異なるジャンルの活動が交流するための場・機会を増やし、ネットワークを広げるための取組を加速させます。

- 40 芸術系NPO等との連携の促進
- 41 京都で開催される文化芸術の事業を京都全体で一体的に発信するため、京都文化芸術コア・ネットワークを基盤とした「アートエキシビション・京都」の実施
- 42 文化ボランティア活動の機運を高める取組の推進
- 43 市民ふれあいステージ、京都さくらパレード等の開催による市民の文化芸術活動の支援
- 44 東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした、市民、企業等の民間団体、文化芸術団体や芸術系大学等と連携した文化芸術イベントの開催
- 45 「世界遺産・二条城一口城主募金」や「京都市動物園サポーター制度」など、文化芸術を支える基金に対する市民や企業等の一層の賛同・協力の促進
- 46 後援等による文化事業の支援

▶ 文化的景観の保護と継承等

★★ 7 「光」「音」「香り」などで彩られた五感で感じる京都の景観の継承と活用(再掲)

京都には、そこで暮らす人々の生活や生業、風土により創り上げられている文化的景観が数多く存在しています。五感で感じるもの全てが景観を構成している要素であり、その土壌が京都の文化を育んでいます。

岡崎地域が「重要文化的景観」に選定されたように、国の制度も活用しつつ、五感で感じられる京都の景観を継承し、まちづくりにいかします。

★ 47 寺社等の歴史的資産と周囲の町並みが一体となった歴史的景観の保全の推進 (後掲 P28)

- 48 自然・歴史的景観等、美しく京都らしい景観を守るための各種制度の効果的な運用
- 49 「京都市歴史的風致維持向上計画」の取組の推進
- 50 京町家の保全・再生・活用の取組の推進

方向性 2

多様な文化が根付く暮らしの中から、最高水準の文化芸術活動を花開かせる

京都の先人たちは、多様な文化芸術の要素を重層的に蓄積するとともに、つねに外からの刺激を受け入れ、咀嚼して、創意・工夫につなげる姿勢を保ち続けてきました。京都のまちには、伝統を継承しつつ、伝統が秘める革新的原動力の中から絶えず新たな文化芸術を創造し続ける気風があります。そうした連綿とした営みが、京都の豊かな文化的土壌を創り、京都の魅力を創生してきました。

人々の暮らしの中に多様な文化が根付いた環境の中で、優れた文化芸術の発展的な継承と、これを踏まえた新たな創造を続けていけるよう、伝統的な分野から現代芸術まで、幅広い担い手が育ち、また、若い芸術家たちの芽が出て世界で活躍できるよう支援します。

とりわけ伝統的な文化芸術は、歴史を通じて形成されてきた精神性、美的感性が凝縮されたものであり、一旦失えば取り戻すことのできないものです。伝統を継承する直接の担い手はもとより、それらを支えている用具用品の製作者、その材料の確保などを含めた広範な視野を持って、継承に向けた取組を進めます。

最高水準の多彩な文化芸術活動が花開き、満ち溢れるまちづくりを進めることにより、世界に類のない文化芸術都市・京都を実現します。

▶ 伝統的な文化芸術を受け継ぐ

★★ 51 伝統芸能文化の振興に向けた先駆的取組の実施

伝統芸能文化を未来へと継承していくために、「国立京都伝統芸能文化センター（仮称）」の創設を目指しています。本センターが持つべき機能を先行的に実現する事業として、京都に集積する日本の伝統的な文化芸術を国内外に強力に発信するための取組、演者のみならず、芸能を支える楽器・用具用品の製作者、企画等を行うコーディネーターの育成、伝統芸能を支える鑑賞者の裾野を広げていくための取組等を実施します。

★ 52 社会人や通訳、外国人等を対象とした伝統的な文化芸術を理解するための講座の実施

京都を中心に活躍する社会人、特に通訳ガイド等、外国人と接する機会が多い人は、京都の文化についての発信の機会も多く、それらの方々が、京都の文化の理解を深め、正しく伝えられるような講座等を実施します。

具体的には、国の特区制度を活用した京都市独自の「認定通訳ガイド」に対する文化芸術の研修の実施等、効果的な形式で実施します。

- 53 京都ならではの伝統的な文化芸術の集積をいかした舞台公演の実施等
- 54 京都芸術センター等文化芸術拠点施設における伝統的な文化芸術継承・創造の取組の推進
- 55 伝統的な文化芸術の裾野を広げるワークショップの拡充等
- 56 伝統的な文化芸術の研究や文化創造の機能の推進
- 57 古典の日の推進
- 58 全国の様々な人が集う伝統芸能の祭典の開催
- 59 国立京都歴史博物館(仮称)の整備に向けた取組

▶ 新たな文化芸術を創り出す

★ 60 文化芸術に関するネットワークを活用した新たな文化芸術の創造

創造環境を洗練させ、新たな文化芸術を創造するためには、文化芸術の専門的な活動を行う人と様々なジャンルの人・団体の有機的な連携が必要になります。

官民(文化団体、NPO、大学、行政等)が連携した京都文化芸術コア・ネットワークを活用し、多彩な事業を実施することで、新たな文化芸術の創造につなげます。

★ 61 社会課題を解決するソーシャルデザイン^{※16}における文化芸術の活用により芸術家の活躍の場を拡大する取組(◎新規)

近年、社会的な課題の解決にソーシャルデザインの手法が用いられており、そこに文化芸術が持つ力を活用することが注目されています。人口減少、空き家対策など、本市においても地域ごとに課題はありますが、文化芸術はそれらの解決の糸口となる可能性を秘めています。

また、本市では、ソーシャルイノベーション研究所を設置しており、社会的課題にアプローチする企業を支援しています。また、大学でもソーシャルデザインの研究が充実しています。

柔軟な発想で社会に関わることができる芸術家が、ソーシャルデザインの取組に参画し、芸術家が活躍するフィールドを広げる取組を進めます。

★ 62 文化芸術を発展させるためのオープンデータ^{※17}の活用

近年、オープンデータを新しいビジネスの展開に活用する取組が進められています。オープンデータの活用は、新たな文化芸術を生み出す可能性もあります。本市が持つ文化芸術関係の情報を積極的に公開することで、そういった可能性を高めます。

★ 63 「映画のまち・京都」ならではの映画・映像文化等の振興

民間企業が主体となって開催する京都国際映画祭や立誠シネマ×シネマカレッジ京都等への支援を通じて、京都が持つ映画・映像資源を活用しながら、映画都市としての魅力を世界に広く発信するとともに、若手を支援する事業を実施します。

加えて、京都市メディア支援センターを中心に、市民や各施設等と連携し、撮影に対する協力等、撮影環境の向上に取り組むことで、映画・映像文化を振興するとともに、撮影場所としての京都の魅力も引き出します。

★ 64 京都国際舞台芸術祭(KYOTO EXPERIMENT)の開催

京都国際舞台芸術祭は、平成22年度から開催している京都発の国際舞台芸術フェスティバルです。京都、日本、世界の先駆的・実験的な舞台芸術を紹介するとともに、子どもの参加の促進、次世代の人材の育成や本市の重要事業との連携など、京都の未来を見据えて展開していきます。

65 京都国際写真祭(KYOTOGRAPHIE)の開催

▶文化芸術の担い手を育成・支援する

★ 66 京都芸術センター等による芸術家の育成・活動支援

芸術家、芸術関係者の育成、作品の制作・発表の場の提供など、若い芸術家の成長を支えてきた京都芸術センターの機能強化、活動の充実に取り組むとともに、「京都市芸術文化特別奨励制度」の一層効果的な運用を引き続き実施します。

★★ 67 芸術家の社会的、経済的地位の向上につながる各種取組の推進(◎新規) (後掲 P24)

★ 68 若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくりを支援する東山 アーティスツ・プレイスメント・サービス(HAPS)の取組の推進

将来の芸術活動の飛躍の可能性を秘めた若い人材が、数多く京都に学び、京都にとどまり、磨きをかけることを、HAPSの取組等で支援することにより、若手芸術家の創造活動による文化芸術が、京都のまちで大きく育っていくことを目指します。

また、芸術家が地域で居住・制作・発表することにより、地域のまちづくりを推進します。

★ 69 海外の著名なディレクター、キュレーター^{※18}の招聘等国内外との文化芸術に関する質の高いコミュニケーションによる人材育成の推進

著名なディレクターやキュレーターの招聘等、国内外との文化芸術に関する質の高いコミュニケーションにより、文化芸術に携わる人材の交流を促進し、異なる視点の刺激を受けることで創作意欲を高めることにより、人材育成を推進します。

★ 70 文化施設間で連携した、文化芸術事業のコーディネーター及び技術者を育成するための取組の推進(◎新規)

市民や芸術家の創造活動を活性化するには、その活動を支援するコーディネーターが必要であり、文化施設にあっては舞台技術者のスキルアップも必要になります。また、文化芸術事業の内容によっては、楽器や道具等を修理する技術が継承されることも重要です。

各文化施設等で取り組んでいるコーディネーター等の人材育成を支援するとともに、その取組の連携を図り、相乗効果を生み出します。

71 顕彰制度の効果的な実施

72 助成金等内定者資金融資制度等による芸術活動へのきめ細やかな支援

▶ 地域のまちづくり活動と連携する

★ 73 京都駅周辺エリアをはじめ、新たな文化ゾーンの創出等による地域の特色づくりの推進(◎新規)

崇仁地域への京都市立芸術大学の移転整備を見据え、京都駅の東部・東南部・西部エリアのまちづくりの取組を連動させ、京都の玄関口である京都駅の周辺エリアで「文化芸術都市・京都」の新たな文化ゾーンの創出を目指します。また、ロームシアター京都のリニューアル・オープンや京都市動物園のグランドオープンの後の魅力づくりに加え、京都市美術館の再整備も予定しており、これまで進めてきた岡崎地域の魅力を更に深めていきます。

★ 74 「区民提案・共汗型まちづくり支援事業」等各区の個性をいかした各種文化事業の推進

地域課題の解決や「自分たちのまちは、自分たちでつくっていく」という地域のまちづくりを、区長・担当区長を先頭に、区役所が柔軟かつスピーディにしっかりと支えていく、京都ならではの地域力をいかした協働型まちづくり「区民提案・共汗型まちづくり支援事業」等において、各区の個性をいかした文化関係事業の取組を推進します。

75 「文化芸術活性化パートナーシップ事業」による地域文化会館の効果的な運営等、芸術家等の活動を地域に根付かせ、地域で応援する環境づくり

76 「文化の薫り漂う、歩いて楽しい岡崎」の推進

77 京都市景観・まちづくりセンター等との連携による市民の主体的なまちづくり活動の支援

方向性 3

京都の文化芸術資源を活用し、文化を基軸にあらゆる政策分野との融合により、新たな価値を創造する

京都の有形無形の文化財、文化施設をはじめとする文化芸術資源は、過去から現在、未来へと、しっかりと保存、継承しながらその価値を高めていく必要があります。文化財を保存すること、維持・修繕することは当然ですが、それぞれが持つ魅力を十二分に活用し、収益もあげながら、更に魅力を増すような好循環を生み出していく必要があります。文化施設についても同様であり、そのために官民協働でしっかりと整備していくことが求められます。

また、文化芸術資源として、京都には芸術系大学をはじめとする多数の大学・研究機関等がありますが、これら機関の連携も積極的に促進します。

こうした文化芸術資源活用の取組を進めるうえで欠かせないのは、文化芸術が、観光、産業をはじめ、学術研究、教育、福祉、まちづくりなど、広範な社会とつながりを持ち、相互に影響を与え合っているという視点です。それら様々な領域における取組は、いずれも文化芸術との接点を見出すことで、新たな展開につながる可能性を秘めています。さらには、それら様々な領域における人間の活動はいずれも文化の問題そのものであるということもできます。本計画では、様々な関連分野との融合を図りながら、相互の活性化と、文化芸術による新たな価値の創造を目指します。

例えば、文化芸術資源を再認識し、他の政策分野との融合により新たな価値付けをして、戦略的に事業を展開すること、また、文化芸術資源に自然科学分野の最先端技術等を結び付けるといった、分野横断的な取組によりイノベーションを促すこと等を通じて、経済効果も高めながら、文化芸術資源の魅力を最大限に引き出していきます。

▶観光・産業・学術・教育・福祉・まちづくり等と文化芸術の融合

★★ 67 芸術家の社会的、経済的地位の向上につながる各種取組の推進(◎新規)(再掲)

芸術家は、その地位が確立され、収入が安定するまで相当な苦勞がありますが、京都では市民の文化芸術への理解があり、芸術家の活動を適切に評価し、支えてきたまちです。芸術家を志す人に対して、あらゆる施策と連動し、居住・制作・発表環境に関する支援を充実するとともに、芸術家としての修練を積みながら生活できるような施策、例えば、発表の機会を増やすことで収入につなげたり、その場で販売できるようにしたりすることで、職業人として芸術家が生活し得るまちを目指します。

★ 78 京都の衣食住等の暮らしの文化をいかした観光振興の推進(◎新規)

京都には、京町家、和食、着物など、暮らしに根差した文化芸術資源が豊富にあります。それらを観光客の方々にも理解し、楽しんでいただくため、京町家に宿泊し、茶道や華道などの文化体験をしていただくなど、暮らしの文化をいかした観光振興の取組を推進します。

★ 79 文化財や文化施設が持つ魅力を最大限に引き出し、積極的に活用するための取組の推進

文化財や文化施設をはじめとする文化芸術資源は、維持するだけでなく、その価値を存分に引き出し、収益をあげながら更に魅力を高めるような好循環を生み出していく必要があります。

具体的には、解説の多言語化や案内板の整備等を充実し、来場者のニーズに応じて特別な文化体験メニューや夜間景観を光で彩る取組を設けるなど、収益性を高めつつ、それらの持つ魅力を引き出します。

★ 80 最新のコンテンツを活用した文化芸術の創造・普及(◎新規)

京都では「京都国際マンガミュージアム」をはじめ、大学や企業等において、最新のコンテンツ、メディア芸術^{*19}に関する研究、人材育成、新産業の創出等が進められています。

この良質な環境をいかし、研究等を進める中で、最新のコンテンツと文化芸術、伝統産業等を結び付けることにより、新たな文化芸術の創造、産業振興を目指します。

また、そのようなコンテンツは、子どもの興味関心を引き出すツールとして活用できるため、文化芸術、伝統産業等の普及に活用することを検討します。

★ 81 多様な価値観の変化に合わせた伝統的な文化芸術・伝統産業の一体的な発信(◎新規)

京都の伝統的な文化芸術を支え、また、それによって磨かれてきた伝統産業は、今日においても、地域の経済と社会に不可欠な京都の基幹産業となっていますが、生活様式や価値観の変化により、厳しい状況が続いています。

総合芸術と呼ばれている茶道や能楽の所作には、正式には和室など和の空間が必要であり、茶碗や畳、和装などの工芸品等も必要となります。文化芸術活動の活性化は、産業振興につながっています。

茶道、華道、香道等の伝統的な文化芸術の魅力に触れ、そこで使われる道具や背景を理解したうえで、その商品が購入できるようにするなど、文化と産業を一体的に事業展開します。

★ 82 文化芸術資源を再認識し、文化芸術資源と学術・技術の融合による新たな価値・イノベーションの創出(◎新規)

京都にとって当たり前のように捉えられている伝統的な文化芸術、技術やサービスは、外部の目から見ると違う価値があり、新たな可能性を秘めています。

また、文化芸術は、学術や技術と融合することで、無限の可能性が広がります。大学等の研究機関や本市の産業技術研究所などと連携することで文化芸術に関するイノベーションを起こし、文化芸術の魅力を最大限に引き出した公演や商品開発等を検討します。

83 「京もの」の海外進出支援事業の推進

84 「伝統産業の日」の全国拡大をはじめとした伝統産業の振興

85 多様な地域資源をいかしたメディア芸術(コンテンツ産業^{*20})の振興

- 86 暮らしの文化と密接に関わる農林業施策における「食の文化」「花の文化」「木の文化」の振興(◎新規)
- 87 京都市立芸術大学における市民との積極的な交流や情報発信の推進
- 88 京都芸術教育コンソーシアム等における芸術系大学との連携の推進
- 89 京都が誇る大学・研究機関等の集積の活用
- 90 京都市考古資料館での大学等と連携した合同企画展の実施
- 91 番組小学校創立150周年・京都市学校歴史博物館開館20周年記念事業の実施

▶文化財を守り活用する

★★ 92 世界遺産・二条城が文化財保存と活用のモデルとなる取組の実施

文化財活用の全国モデルとなるべく、世界遺産・二条城の格式や歴史的価値を最大限にいかし、MICE^{※21}等に活用(ウェディング, 市民大茶会, アートアクアリウム城, クラシックコンサート, シンポジウム等)することにより, その魅力を国内外に発信します。

★★ 7 「光」「音」「香り」などで彩られた五感で感じる京都の景観の継承と活用(再掲)

★ 47 寺社等の歴史的資産と周囲の町並みが一体となった歴史的景観の保全の推進(後掲 P28)

★ 93 和装, 華道, 庭園文化など京都に息づき世界的に評価の高まっている和の文化の振興とユネスコ無形文化遺産への登録に向けた支援(◎新規)

京都に息づき世界的に評価の高まっている和の文化のユネスコ無形文化遺産への登録に向けた支援を行います。

また, 市民が和の文化に触れる機会をつくり, 機運を高めるため, 公共施設への和室設置を進め, 民間の建物にも奨励するなど, 和の文化と伝統産業の振興を行います。

★ 94 京都市指定・登録文化財の公開に向けた大規模な改修を推進するなど「未来へつなぐ歴史的建造物等計画的修理事業」の実施

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて, 京都の魅力を発信するため, 平成26年度から31年度(オリンピック・パラリンピックの開催前年)までの6箇年計画により, 市指定・登録文化財建造物等を対象として, 一般公開に向けた修理の支援を集中的に行っていく予定です。

★ 95 市独自の文化遺産を維持、継承、活用するための先駆的な取組等の推進

京都を彩る建物や庭園制度、京都をつなぐ無形文化遺産制度を創設し、これまで、市独自に京都のあらゆる文化遺産を維持、継承、活用するための先駆的な取組を進めてきました。今後も、継続して取り組むとともに、これまで得た成果を踏まえて創設した、まち・ひと・こころが織り成す京都遺産制度を推進し、多様な文化遺産について、地域性、歴史性、物語性を持った集合体として認定し、新たな魅力を伝え、京都の文化遺産を守り、いかす取組につなげます。

また、国が創設した日本遺産制度との連携も視野に入れて取組を進めていきます。

★ 96 豊かな文化の根源となる生物多様性を守るための取組の推進

京都では、五穀豊穡を祝う伝統行事や、地域の祭で使われる祭祀品などに多くの生物資源が用いられてきました。その原料を調達し、加工する過程までを含め、文化や産業として今なお根付いています。

今、その伝統的な文化を支える資源が、絶滅の危機に瀕しています。本市では、フタバアオイやチマキザサなど、本市の伝統的な文化を育んできた本市固有の生きものの保全を図ることを目的に、京の生きもの文化協働再生プロジェクト認定制度を創設、運用することで、生物多様性を守り、文化を継承します。

97 みやこ文化財愛護委員、京都市文化財マネージャーの育成

98 若年層がほんものの歴史や文化財に触れる機会を増やし、地元の歴史への理解や文化遺産を大切にする意識の向上の推進

99 文化財への愛護思想と防火意識の向上を目的とした防火防災教育・研修の実施

100 市指定文化財等への指定・登録や文化財防災マイスターの養成など地域と連携した文化財の保存及び活用の推進

101 地域づくりの中核となる文化遺産を市民が保存・活用するための取組の促進

102 文化財の保存と活用の推進及びMICE活用への展開

103 琵琶湖疏水をはじめとした近代化遺産の活用

104 京都における新たな世界遺産の登録

▶ 景観を保全し再生する

★★ 7 「光」「音」「香り」などで彩られた五感で感じる京都の景観の継承と活用(再掲)

★ 47 寺社等の歴史的資産と周囲の町並みが一体となった歴史的景観の保全の推進(再掲)

歴史的景観の核となる寺社等は、地域の歴史や文化を引き継ぐ大切な歴史的資産です。

平成28年度に「歴史的景観の保全に関する取組方針」をとりまとめ、景観規制の充実や歴史的資産への支援の充実、地域との協働による景観づくりの推進等の具体的施策を策定し、推進します。

★ 105 文化芸術の視点による京都らしい景観の向上

マンホールアート、まちのシンボルとなる橋等、文化芸術の視点に配慮した景観を創造し、京都のまちなみ、景観の向上に努めます。

★ 106 公共工事の現場において、文化芸術により、イメージアップを図るための取組

工事現場の仮囲いを利用した「青空美術館」の開催や京都市美術館の工事現場における文化芸術の活用など、工事現場のイメージアップを図るとともに、芸術活動の発表の場として活用します。

48 自然・歴史的景観等、美しく京都らしい景観を守るための各種制度の効果的な運用(再掲)

49 「京都市歴史的風致維持向上計画」の取組の推進(再掲)

50 京町家の保全・再生・活用の取組の推進(再掲)

107 無電柱化の推進による都市災害の防止と歴史的景観の向上

108 京都の景観をかたちづくる屋外広告物制度の適正な運用

▶文化施設を充実する

★★ 109 京都市美術館の再整備の推進

京都市美術館は、全国で2番目の公立美術館として開館し、市民の皆様をはじめ、多くの人々に親しまれてきました。

昭和8年の開館以来初めてとなる大規模改修により、本館を全面的に改修するとともに、地下空間も活用しつつ、新館を建設し、現代美術などの新しい芸術表現に対応する環境を整備することで、外観・機能ともに、日本を代表する美術館としての価値を高めます。また、岡崎エリア全体の回遊性、一体性を高め、カフェやミュージアムショップを新設することで賑わいを創出し、より多くの方が訪れる美術館を目指します。

★ 110 ロームシアター京都を拠点とした劇場文化の創造・発信

昭和35年4月に開館して以来、「文化の殿堂」として親しまれてきた京都会館は、ネーミングライツ※²²を活用して再整備を行い、平成28年1月に「ロームシアター京都」としてリニューアルオープンしました。

“京都に「劇場文化」をつくる”をコンセプトに、新たな公共施設のモデルとなるよう取組を進めます。

★ 111 京都市立芸術大学の移転整備

京都市立芸術大学は、我が国随一の芸術の学びと創造の拠点として歴史と伝統を重ねてきましたが、世界に冠たる芸術大学として一層飛躍するため、京都の玄関口・京都駅の東部エリアへの移転整備を進めます。また、この移転整備を契機として、京都駅の東側に、「文化芸術都市・京都」の新たな文化ゾーンの創出を目指します。

112 文化芸術活動を支え、発表する場(拠点)の整備等

113 文化芸術関連機関・施設の交流や連携の促進

本市の文化芸術を支える主な拠点等の現状と今後の方向性

京都芸術センター

現 状

京都芸術センターは、芸術家や芸術に関する活動を行う人々が連携し、本市における芸術を総合的に振興するため、多様な芸術に関する活動を支援し、芸術に関する情報を広く発信するとともに、芸術を通じた市民と芸術家等の間の交流を図るため、平成12年4月に開設しました。

伝統から現代まで、幅広い分野の文化芸術を振興し、異分野とのコラボレーション等により、先鋭的な取組を実施し、また、制作室などの機能を利用して、世界に羽ばたく若手芸術家を育成してきました。

京都の文化芸術拠点において中心的な役割を果たしていますが、開設当初から取り巻く環境も変化しており、求められる役割も変わってきています。特に、芸術家だけではなく、文化芸術の支え手やコーディネーターの人材育成を強化すること、それらのネットワークの中心となることが期待されています。

今後の方向性

美術館や劇場、大学等と連携し、新たな文化芸術を創造する実験的な取組を強化するため、創作活動を積極的に支援し、その過程や成果を市民と共有することで、先鋭的な表現を育みます。

また、幅広いジャンルの文化芸術活動に取り組んできたノウハウをいかしたコーディネーター等の人材育成、アーティスト・イン・レジデンスの実施等により培われたネットワーク機能の充実など、京都芸術センターの強みを最大限にいかしながら、他の施設にはない独自性を強化していきます。今後もこれまでにない文化芸術の創造の拠点となるために絶えざる運営の見直しと新システムの構築を追求していきます。

ロームシアター京都（京都会館）

現 状

京都会館は、京都府内唯一の大規模ホールとして、また岡崎地域のシンボルとなる施設として、昭和35年4月の開館以来、長きにわたって市民の皆様にも愛されてきました。

しかし、施設の老朽化が進むとともに、舞台機能が近年の興行ニーズに応えられていない状況であったため、平成24年3月31日をもって一旦閉館し、建物価値を継承しつつ、再整備を行い、平成28年1月10日に「ロームシアター京都」としてリニューアルオープンしました。

今後の方向性

ロームシアター京都は、最新の設備を備えた性質の異なる三つのホール（メインホール、サウスホール、ノースホール）に加え、公演がないときにも楽しめる賑わいスペース（ブック&カフェ、レストラン）や人々が行き交う広いオープンスペース（ローム・スクエア、プロムナードなど）を有するなど、これまでの公共施設にない魅力を備えています。

今後、市民の皆様の多彩な文化芸術活動をしっかりと支えるとともに、質の高い舞台芸術の鑑賞機会を提供し、京都の文化芸術の創造・発信拠点として、新たな公共施設のあり方を発信していきます。

京都コンサートホール

現 状

京都コンサートホールは、世界文化自由都市宣言（昭和53年10月）の理念を音楽芸術の分野で具体化するとともに、また平安建都1200年記念事業の一つとして建設され、平成7年10月に開館しました。以来、京都市交響楽団はもちろんのこと、世界的に著名なオーケストラなどによる多彩な公演が開催され、「クラシック音楽の殿堂」として、京都における音楽の鑑賞、活動のための拠点施設の役割を担っています。

今後の方向性

平成27年に開館20周年を迎えたことを契機に、クラシック専用ホールとしての特色をよりいかした事業展開に努めるとともに、施設・設備の機能向上や、計画的な改修・修繕に向けて検討を進めます。

また、京都市交響楽団のフランチャイズホールとして、ソフトとハードが連携し、一層の音楽芸術文化の振興を図ります。

今後も、京都の文化芸術の創造・発信拠点として、ロームシアター京都と両輪となって、文化芸術都市・京都の創生を進めます。

京都市交響楽団

現 状

京都市交響楽団は、昭和31年4月に、「市民文化の形成と青少年の情操の向上、住民の福利の増進に資する」という理念の下、日本で唯一の自治体直営オーケストラとして発足しました。平成21年には、「自治体直営」の枠組みは維持しつつ、運営を公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団に移管し、ホールとの一体的なマネジメントと、より自由度の高い経営により、多彩な事業展開と集客力の強化を実現するとともに、演奏力も飛躍的に向上し、平成27年にはサントリー音楽賞を受賞しました。平成28年に創立60周年を迎えましたが、その記念事業の一環として、平成27年度に実施したヨーロッパ公演で大好評を博するなど、我が国を代表するオーケストラとして成長を遂げています。

今後の方向性

更なる演奏力の向上を図り、芸術性の高い演奏会をより多く提供するとともに、市民のオーケストラとして、福祉施設等への訪問演奏や、小・中学生を対象とした音楽鑑賞教室、楽器講習会等の実施により、将来の音楽文化の担い手の育成にも積極的に取り組みます。

多彩かつ魅力的な事業の実施を通して、「京響」を身近に感じていただくとともに、改めて市民の誇りとなる文化芸術都市・京都にふさわしいオーケストラとして更なる前進を図ります。

地域文化会館（東部文化会館、呉竹文化センター、西文化会館ウェスティ、北文化会館、右京ふれあい文化会館）

現 状

地域文化会館は、市域の文化圏を東部・西部・南部・北部に分け、各地域に文化活動の場を確保することを目指す「中規模文化圏構想^{*23}」に基づき、昭和62年の東部文化会館を始めとして、市内5箇所に設置したものです。

市民の皆様の文化芸術活動の拠点としての役割に加え、地域の子どもたちを対象に行うミニコンサートや地元企業、教育機関と連携した楽器講習会などの教育プログラム、また、市民の幅広い文化芸術活動の支援など、文化芸術活動の活性化に取り組んでいます。

今後の方向性

今後は、地域の情報や文化芸術に関する市民ニーズをより把握する体制を整え、地域の生活や文化との関係を重視した施設間のネットワーク形成の強化に取り組めます。

また、各館において、文化事業の企画・運営・調整に携わるコーディネーターの確保・育成に努め、文化芸術に関わる人材の育成に取り組むとともに、地域に密着した事業の支援の充実を図ります。

京都市美術館

現 状

京都市美術館は、昭和3年に京都で挙行された天皇即位の大礼を慶祝記念し、多くの市民・経済界の協力を得て、昭和8年11月13日に「大礼記念京都美術館」の名称で、日本で2番目の大規模公立美術館として開設しました。平成12年には、別館も開館し、展覧会機能を充実させています。

開館以来、京都画壇を中心に、質の高いコレクションを収集するとともに、主催展、公募展、海外展など、多彩な展覧会を開催しています。また、市民に発表の場を提供するのはもちろんのこと、公募展「京展」の開催により、多くの著名な作家を輩出し、若手作家の育成に努めるなど、常に京都の文化芸術を牽引してきました。

しかし、開館から80年以上が経過し、建築・設備の老朽化に加え、展示スペースや収蔵庫スペースの不足など、運営上の様々な課題に直面していることから、平成26年3月には目指すべき将来像を示す「京都市美術館将来構想」を、平成27年3月には、構想で示した理念を具体化する「京都市美術館再整備基本計画」を策定し、再整備に向けた取組を進めています。

今後の方向性

再整備では、近代建築として評価の高い本館は建物を保存・継承しつつ、全面的な改修を行います。また、地下空間を活用しつつ、新たな展示室と収蔵庫を備えた新館を建設します。これにより、豊富なコレクションを活用した常設展示室を設けるとともに、美術の“今”を発信する現代美術の展示を実現します。さらに、エントランス空間やトイレ、ロビー機能の充実、カフェやミュージアムショップなどの整備により、来館者サービスの向上を図ります。

ソフト面においても、芸術系大学や教育機関等との更なる連携、普及・教育活動の強化、学芸員をはじめとするスタッフの充実などが不可欠であり、様々な手法を検討します。

今後も、これまでに積み重ねてきた伝統は継承しつつ、新たな機能や魅力を加えることにより、国内外の多くの人々を魅了し、市民に愛され続ける、文化芸術都市・京都にふさわしい世界に誇れる美術館を目指します。

京都市動物園

現 状

京都市動物園は、大正天皇の御成婚を記念して、市民の寄付金と市費によって明治36年4月に全国で2番目に開園し、全国初となる「ゴリラ」の繁殖や動物と触れ合える場である「おとぎの国」の開設等、全国に先駆けた取組を行ってきました。

開園以来100年以上経過し、園全体の再整備を行うに当たり、「動物園大好き市民会議」の議論を基に、平成21年11月に「共汗でつくる新「京都市動物園構想」」を策定し、人も動物も楽しい新たな都市型動物園を目指し、7年間にわたって開園しながら整備を進め、平成27年11月にグランドオープンしました。

今後の方向性

動物園本来の機能である「動物の飼育・展示」、「環境教育」、「種の保存」、「研究」の充実はもちろんのこと、「動物園学術顧問会議」における有識者の意見を参考に、生き物・学び・研究センターを中心に、これまでの取組を体系的に見直し、全ての世代の人々に常に新鮮な感動を与えることができるような教育プログラムを策定し、実施していきます。

また、更なる活性化に向けた事業やイベントを継続的に実施し、広く京都市動物園の魅力を発信することで、リピーターの確保と新たな入園者の開拓を目指します。

これらの取組に加え、「サポーター制度」を活用し、市民、企業、法人に働き掛けることにより、更なる財源の確保を図り、安定的な運営を目指します。

今後は、施設整備の効果による入園者増を一時的なブームに終わらせないよう、教育プログラムやサービスの向上など、ソフト面の充実を図り、ハード整備との相乗効果を図ります。

元離宮二条城

現 状

元離宮二条城は、慶長8年(1603年)に徳川家康により、京都御所の守護と將軍上洛の際の宿泊所として築造されて以降、数多くの歴史の舞台となり、とりわけ、慶応3年(1867年)に第15代將軍徳川慶喜が二条城において、大政奉還の意を表明したことは、広く知られるところです。その後、時を経て、昭和14年に宮内省が二条城を京都市へ下賜し、昭和15年に、恩賜元離宮二条城として一般公開を始めました。

敷地全体が史跡指定されているほか、国宝二ノ丸御殿(6棟)をはじめとする重要文化財(建築物及び美術工芸品)、特別名勝庭園等を有し、世界遺産にも登録されています。

現在も国内外から、数多くの来城者を迎え入れています。一方で、二条城の国宝・重要文化財の建造物の多くに、価値を失いかねない損傷が進行しています。平成23年度からは、修理期間約20年間、経費約100億円を見込み、「元離宮二条城本格修理事業」を実施していますが、長期的な財源確保等が必要です。

今後の方向性

世界遺産・二条城を責任を持って保存し、次代へ継承していくため、「元離宮二条城本格修理事業」を着実に進めます。本格修理に係る長期的な財源の確保と文化財保護の重要性について啓発を行うため、「一口城主募金」や「二条城MICEプラン事業」を実施しており、今後も取組を進めていきます。

また、文化庁の京都への全面的な移転が決定したことに加え、政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」においても、「文化財」を、「保存優先」から観光客目線での「理解促進」、そして「活用」へと掲げられたことを受け、貴重な文化財を保存・継承していくことを前提に、日本を代表する文化財である世界遺産・二条城の今までにない大胆な活用とおもてなし機能の強化を図ります。

文化財(無鄰菴, 旧三井家下鴨別邸, 岩倉具視幽棲旧宅)

現 状

(1) 無鄰菴

無鄰菴は、明治27年から29年に造営された明治・大正時代の元老山県有朋の別荘であり、庭園と母屋・洋館・茶室の三つの建造物によって構成されています。特に、庭園は施主山県有朋の指示に基づいて、7代目小川治兵衛により作庭され、昭和26年6月には、近代の名園として、国の名勝に指定されました。

本市による管理は、昭和16年に財団法人無鄰菴保存会から寄付を受けたことから始まり、同年7月から公開を開始しており、平成4年からは、日露戦争開戦直前の外交方針を決めた「無鄰菴会議」が行われた洋館の一般公開を行っています。平成28年4月からは、民間活力の導入による一層の施設の活用、活性化を図るため、指定管理者制度を導入しました。造営後、約120年が経過しており、庭園・建造物の老朽化が著しく、中長期的な検討が必要な状況にあります。

(2) 旧三井家下鴨別邸

旧三井家下鴨別邸は、三井家の別邸として、大正14年に10代・三井八郎右衛門高棟^{たかみね}によって建築された邸宅であり、建築に当たっては、木屋町三条上るにあった三井家の木屋町別邸(明治13年建築)が主屋として移築され、この主屋に増築する形で玄関棟が新築されました。同地には三井家の先祖を祀る顕名^{あきな}霊社^{れいしゃ}が遷座されており、その参拝の休憩所として建築されたのが現在の別邸であり、主屋、玄関棟、茶室が現存しています。

その後、三井家下鴨別邸は、昭和24年に三井家から国に譲渡され、昭和26年以降、京都家庭裁判所長宿舍として平成19年まで使用されていましたが、近代和風建築として価値が高いことから、平成23年6月に重要文化財に指定され、同年10月から本市が管理することとなりました。平成24年から進めてきた保存修理事業が終了し、同年10月から指定管理者による公開事業を開始しています。

(3) 岩倉具視幽棲旧宅

岩倉具視幽棲旧宅は、幕末から明治新政府で活躍した岩倉具視が岩倉に蟄居した際に、元治元年(1864年)から慶応3年(1867年)までの間、世を避けて隠れ住んでいた旧宅で昭和7年3月に国の史跡に指定されました。

所有者は大正9年に設立された財団法人岩倉公旧跡保存会(理事長岩倉具忠氏)でしたが、平成23年度に岩倉具視幽棲旧宅の保存整備工事を終えたことを契機に本市への寄付の申し出をされ、平成25年6月から本市による旧宅の公開事業を開始しました。平成28年4月からは、指定管理者による公開事業を開始しています。

今後の 方向性

上記(1)～(3)共通

本施設は、文化財であるため、保存・維持・継承が求められる中、指定管理者による公開事業としては、一定の収益が求められるため、保存・維持・継承と活用とのバランスが重要となります。

文化財の適切な維持管理はもちろんのこと、施設が有している機能をいかした積極的な活用を推進していきます。また、安定的な運営をするための運営体制の強化、近隣施設との連携、類似施設とのネットワークの構築等、文化財の保存・維持と活用とのバランスを考えた運営を行います。

京都市考古資料館

現 状

京都市考古資料館は、市内の発掘調査で出土した貴重な文化財を展示する施設として、昭和54年に開館しました。展示された遺物は、本市にとって貴重であるだけでなく、京都が長らく首都であったことから、日本各地はもちろんヨーロッパも含めた世界各地の文物が含まれており、その展示目的は市民への周知に限定していません。

学芸員資格に必要な博物館実習の場として活用されるほか、地域の文化財ボランティアの活動拠点として利用されています。また、京都市考古学講座を毎月京都アスニーと連携して開催しており、市民への文化財保護の周知に取り組んでいます。

しかし、展示可能面積が674㎡と、政令指定都市の歴史・考古系博物館としては小規模であり、日本最大の出土量と質を誇る本市の埋蔵文化財の特性をいかした規模の施設になるための検討が求められるとともに、考古学講座を有する大学数が日本最多であることをいかした大学・学生との連携の場としての活用が求められています。

今後の方向性

今後は、本市の文化財の質と量に見合った展示・収蔵機能を果たすべく、その在り方の調査・研究を行います。

市内の考古学講座を有する大学と連携した合同企画展の開催にとどまらず、文化首都・京都から全国各地の埋蔵文化財技師の育成の拠点としての機能を強化するとともに、将来を担う世代へのアピール及び将来を担う世代と文化財に関する交流を進めるためのネットワークの確立に向けた研究を行います。

また、日本で唯一「都市史」をメインテーマに据えることのできる本市の特性をいかした展示・公開機能の充実を図るとともに情報発信を積極的行います。

京都市歴史資料館

現 状

京都市歴史資料館は、昭和40年に設置された京都市史編さん所を前身とし、京都の歴史に関する資料の保存及び活用を図り、市民の文化の向上及び発展に資するための施設として、昭和57年11月に開館しました。

歴史資料館では、京都の歴史に関する調査・研究の成果を出版するとともに、市内の旧家や社寺等から寄贈・寄託を受けた古文書等の歴史資料を良好な状態で整理・保存し、館内での展示や来館者への閲覧、各種講座の開催や歴史相談など、市民の文化の向上・発展のための取組を実施してきました。

さらに、個人所蔵や地域の共有文書等の資料収集、研究等も行っており、これらの蓄積を基に、より市民の方々に身近な、京都の歴史の保存と継承について伝えていく必要があります。

このためにも、年々増加する資料による施設の狭あい化、老朽化への対策を検討することが必要です。

今後の方向性

歴史資料館に蓄積された多くの貴重な資料を活用し、歴史都市・京都の保有する文化の魅力を、来館者のみならず、インターネット上でも正しく、分かりやすく伝える取組を推進します。

さらに、歴史資料館の価値を発信し、これまで以上に「地域に貢献し、活用される歴史資料館」を目指し、取組を進めます。

また、市内にある他施設との連携強化に取り組み、京都の歴史の保存と継承に努めます。

京都市立芸術大学

現 状

京都市立芸術大学は、明治13年に日本初の公立の絵画専門学校として開設された、京都府画学校を母体とする日本で最も長い歴史を持つ芸術大学です。美術と音楽を両軸とし、京都に蓄積された豊かな美の伝統を背景に、建学以来130年以上にわたって、国内外の芸術界・産業界で活躍する優れた人材を輩出してきました。

また、大学における教育研究活動の成果を、積極的に一般に公開、発信するため、展覧会、演奏会、公開講座、地域・産業界・教育研究機関・芸術諸機関等との連携事業など、様々な事業を実施しています。

昭和55年に現在の西京区大枝沓掛のキャンパスに移転しましたが、施設の狭あい化、耐震性やバリアフリー等の課題の解決を図るとともに、大学の更なる発展を期して、京都駅東部の崇仁地域へ移転整備することとしています。

今後の方向性

今後は、京都駅東部エリアへの移転整備に向けて、平成27年3月に策定した「京都市立芸術大学移転整備基本構想」を基に、移転整備の全体コンセプトや施設の配置計画、事業規模、事業スケジュール等を盛り込んだ「移転整備基本計画」を策定するとともに、平成35年度の供用開始を目指し、移転に向けた取組を推進していきます。

京都国際マンガミュージアム

現 状

京都国際マンガミュージアムは、烏丸御池にある元・龍池小学校を活用し、研究、博物館・図書館、生涯学習、新産業創出、人材育成の各機能を有する日本初のマンガ文化の総合拠点として、京都精華大学との共同の下、平成18年度(11月25日)に開館しました。

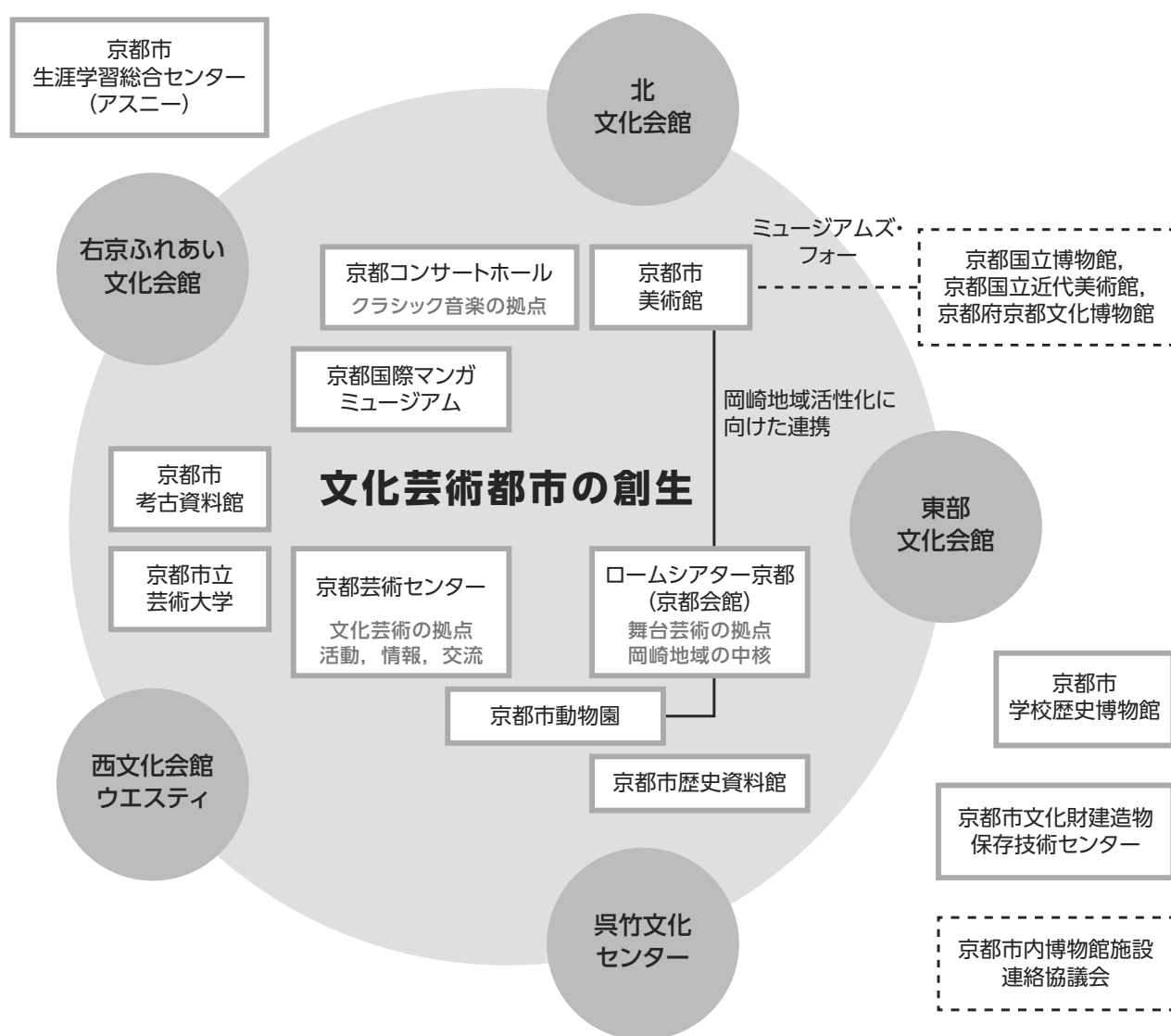
本施設には、明治時代の雑誌や戦後の貸本など貴重な歴史資料や、現在の人気作品、海外の作品等のマンガ資料約30万点(平成29年現在)が収蔵されており、また、開館以来、マンガをテーマにした常設展示、特別展示、著名マンガ家等の講演会、ワークショップ等の事業を展開し、現在、国内外から年間約30万人の来館者が訪れています。

今後の方向性

マンガは、文化芸術振興基本法で、「メディア芸術」に位置付けられ、国においても、各種施策が展開されており、生涯学習、文化創造、観光誘致、産業振興といった幅広い分野で多くの可能性を持っています。

今後は、研究機能、博物館・図書館機能、生涯学習機能はもちろん、マンガに携わる人材の育成や、マンガのキャラクターなどを活用した地場産業の振興や観光振興に寄与することを目指し、取組を進めます。

■文化芸術に資する京都市内の主要施設



方向性 4

様々な文化交流を推進し、京都の魅力を発信する

京都には、多種多様な文化芸術に携わる人々が集っています。ここ京都を舞台に、国内外との文化交流が盛んに行われるとともに、世界の英知を集め、独自の先端産業が開花するなど、世界にも類を見ない厚みのある文化芸術が形成されてきました。その京都に、平成28年3月に文化庁が全面的に移転することが決定されました。また、平成32年(2020年)の東京オリンピック・パラリンピックをはじめとした、日本で開催される国際的なスポーツの祭典は、京都の奥深い文化芸術やまちの魅力を発信するまたとない機会となります。また、政府は外国人観光客数を2020年には4000万人、2030年には6000万人に増加させるとして高い目標を掲げており、目標を達成するために本市には大きな期待が寄せられています。

こうした機運を追い風として、文化芸術分野のみならず、産業、観光分野の国際的なフェスティバルや、大きな節目を迎える周年記念事業を開催します。事業の開催に当たっては、国内外の都市や地域との都市間連携を重視します。同時に、国内外から芸術家を迎え、また派遣し、その地で制作活動を行うアーティスト・イン・レジデンスの実施、創造都市ネットワークによる都市間連携の活性化等に取り組み、文化庁を迎える京都として、その誇りとする文化芸術を国内外に発信し、文化交流を促進します。このような国内外との様々な文化交流を通して、多様な文化を寛容かつ柔軟に受け入れ、咀嚼し、変化を恐れず常に新たな文化を創造し続けることで、京都の文化の裾野を広げ、深化させることを目指します。

また、京都の文化芸術情報について、国内外の人々に、より手軽に、分かりやすく、質の高い情報を提供できるよう、今後、情報通信技術を利用しながら、情報発信を充実します。

▶文化の力で京都から地方創生を実現する

★★114 文化庁の全面的な移転に向けた取組の着実な推進

オール京都で、受入環境の整備や機運の一層の醸成に取り組むとともに、文化庁はもとより、大学等の関係機関、全国の自治体等と連携し、文化の力で京都から地方創生を実現します。

とりわけ、先行移転に伴う文化庁の組織である「地域文化創生本部」と連携し、新たな政策二ーズに対応することで、広がりや深みのある文化行政を推進します。

★115 文化を通じた全国の地場・伝統産業の振興など地方創生を進めるモデル事業の先行的な実施

全国の自治体、経済界、大学等と連携しながら、日本の文化を振興し、全国の地場・伝統産業の振興など、文化を通じて日本の地方創生を進めるモデル事業を実施します。

★ 116 多様な文化活動の場における文化庁のサテライト機能(文化芸術関係者・団体の交流・連携の創出等)を果たすための取組の推進

二条城等の文化財や、京都芸術センター等の文化活動の現場を、幅広い文化芸術団体や芸術家が集い、交流する文化庁のサテライト機能(交流・連携の創出)を果たす場として活用し、京都府・経済界との連携を図りながら、新たな文化行政の裾野を拡大することにより貢献します。

【京都における文化庁移転の意義】

文化庁の京都への全面的移転には、次のような意義があります。

市民の皆様にも文化庁移転の意義を実感していただけるよう、本計画を推進します。

- ① 京都は、地域コミュニティが今なお残り、日常生活に伝統的な文化が息づく、日本文化のふるさとです。文化庁が京都に移転することは、日本固有の文化を再評価し、日本人としてのアイデンティティを再確認する機会となるだけでなく、文化を基軸とした国づくり、地方創生につながるものとなります。
- ② 文化庁は、京都への全面的移転に合わせて機能強化を図ることとされています。文化庁を中心に国、全国の自治体、経済界、大学等の様々な主体が連携して、文化と観光、産業、教育、福祉、まちづくり等の幅広い分野を融合させ、京都の経験をも取り入れた広がりや深みのある文化行政を進めることにより、日本全体の文化力に磨きがかかることになります。
- ③ 文化庁の移転は、東京一極集中から政治経済の中心である東京と文化の中心となる京都という複眼的な国づくりが可能となります。新たな価値を創造し、生活の豊かさを支える文化を国づくりの一つの軸に据えることにより、文化の振興や持続的な経済発展、国際発信力の強化ができるほか、積極的な文化交流により世界平和に貢献することができます。

▶ 国内外との文化交流を促進する

★ 117 京都芸術センターを拠点(ハブ)としたアーティスト・イン・レジデンスによる国内外との文化交流の推進

文化芸術都市・京都から、世界中のアーティストをつなぐ窓口としての役割を果たすため、文化庁や関係機関と連携し、京都芸術センターにおいて国内外のアーティスト・イン・レジデンスの活動をつなぐ役割を果たします。

また、京都市景観・まちづくりセンターと連携し、アーティスト・イン・レジデンスの取組において、積極的に京町家を活用します。

★ 118 ICOM(国際博物館会議)京都大会2019の開催の推進

世界各国からの博物館専門家の参加が見込まれ、博物館を中心とする文化イベントとして大きな成果が期待されるICOM京都大会2019が開催されることにより、京都市内博物館施設連絡協議会(京博連)に加盟する博物館との連携を強化するとともに、本市の伝統産業や観光の活性化を推進します。

★ 119 東アジア文化都市2017京都の開催

「東アジア文化都市」は、日本、中国、韓国の各国から選定された3都市において、現代芸術や伝統的な文化芸術等に関連する、多彩な文化芸術イベントや文化交流を実施する事業で、京都市は、中国・長沙市、韓国・大邱広域市とともに平成29年（2017年）の開催都市に選定されています。平成29年（2017年）には京都で、これまでの東アジア文化都市の開催都市等の首長が集まる「東アジア文化都市サミット」を初めて開催します。

★★ 120 「東京オリンピック・パラリンピック」「関西ワールドマスタースゲームズ2021」等を契機とした国際的な文化の祭典の開催とその成果の継承

東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスタースゲームズ2021等の開催に向け、国とも連携し、文化芸術、産業、観光分野による国際的なフェスティバルや大きな節目を迎える時期の周年記念事業を展開します。また、平成32年（2020年）に向け、市民をはじめ、国内外の観光客、学生、将来を担う若手芸術家、世界中で活躍するアーティストなど人種を越え世界中の人々が京都に集い、京都が持つ文化力を世界に発信し、体感できる祭典を開催し、その成果を継承します。

★ 121 スポーツ・文化・ワールド・フォーラムをキックオフとした京都文化カプロジェクト2016－2020の各種事業の展開

平成32年（2020年）の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、京都から日本文化の真髄と深い精神性を世界に向けて発信する多彩な文化の祭典を開催するため、「京都文化カプロジェクト実行委員会」において、実施計画を策定し、事業を実施します。

★ 122 大政奉還150周年記念プロジェクトの実施

平成29年に、二条城での大政奉還から150年を迎えることから、幕末維新にかけて京都で活躍した先人たちの歩みを改めて振り返り、再評価し、全国にその歴史的価値をアピールするとともに、先人たちと縁を持つ都市と、相互に交流・連携を図る事業を実施します。

★ 123 創造都市ネットワークとの連携(◎新規)

創造都市ネットワーク日本の加盟都市との連携による国内の創造都市との交流を深めるとともに、ユネスコ創造都市ネットワークの加盟申請に向けた取組を進めます。

124 留学生の本市文化事業への参加等留学生による文化芸術交流の推進

125 姉妹都市、世界歴史都市連盟加盟都市等との文化交流事業の推進

▶ 京都の文化芸術を伝える・魅せる

★ 126 文化・観光に関する情報の一元的把握及び入場券等を販売するWEBシステムの構築

文化芸術情報サイトにおける海外向けのページのコンテンツを充実するとともに、文化芸術情報・観光情報の相互にアクセスすることができるなど、国内外からの観光客に、より手軽に分かりやすく、より質の高い文化芸術情報を提供します。利用者にとって必要な情報をまとめる仕組みを構築するとともに、文化芸術イベントの入場券等を販売するためのWEBシステム構築の検討などを進めていきます。

★ 127 京都芸術センターを中心とした情報機能等の充実

京都は、多種多様な文化芸術に関する活動が盛んに行われている都市です。これらの情報を感度よく収集し、適切に編集し、必要な所に必要な時に届くよう発信します。

具体的には、京都芸術センターの持つ「情報センター機能」を基盤としつつ、同センターが運営する「KYOTO ART BOX (京都アートボックス)」を効果的に活用することで、情報の収集・発信機能を充実します。

★ 128 京都館の活用、海外情報拠点での情報発信など、広域的な情報発信の推進

京都館の移転を契機に、国内外の人々を魅了し、京都ファンを増やす産業・文化の魅力発信力を一層強化します。

★ 129 京都観光振興計画2020や京都市MICE(マイス)戦略2020と連携した文化芸術に関する情報の効果的な発信

文化事業等を企画し、情報を発信するためには、観光客に対しても効果的な取組を進める必要があります。

具体的には、「京都市版DMO^{※24}」と連携したコンテンツの発掘や磨き上げ、観光プロモーション等により対象者に応じた発信をすること、本市の観光案内所、民間事業者等(宿泊施設、鉄道会社等)と連携し、文化事業等を効果的に発信することに加え、京都の文化芸術は伝統から現代まで幅広いため、ニーズに応じた効果的な情報発信を展開します。

また、MICEの振興により文化芸術都市・京都の都市の活力を向上させ、市民生活や経済の活性化、京都観光の「質の向上」につなげます。

★ 130 本市職員の文化力を高め、文化の魅力を伝える担い手となるための取組の実施

国内外に京都の魅力を伝えるときに、市民はもとより、様々な人々と交流する機会が多い本市職員、子どもの文化的素養を育む教員が果たす役割は重要です。職員等が率先して、京都の魅力を伝える担い手となるよう、文化的素養を持った者の採用や、自己研鑽の促進及び研修の実施等により、職員等の文化力を高めます。

131 ICT(情報通信技術)の活用によるタイムリーな情報発信の推進

132 障害のある方のための文化芸術情報発信の工夫

第 3 章

推進方法

第3章 | 推進方法

文化芸術によるまちづくりは、市民の主体的な活動により実現するものです。

本計画では、市民、団体（NPO等）、芸術家、大学、企業等と行政のそれぞれが、以下のような役割を踏まえつつ協働し、京都の多様な文化芸術の力を強化することを目指します。

また、創生計画の各施策については、目的や実施しようとする内容に応じて、京都市が中心となって進めるべきもの、市民の活動を支援すべきものなど、様々な推進方法がありますが、京都市が中心的役割と責任を負いつつ、他の行政機関はもとより、市民、NPO、芸術家、大学、企業等と積極的にネットワークを形成し、推進を図ります。

具体的には、文化芸術のまちづくりを総合的に推進するために、京都芸術センターが中心となって官民（文化団体、NPO、大学、行政等）が連携した京都文化芸術コア・ネットワークを活用し、文化芸術の創造、発信を総合的に行います。

1 推進するうえでの役割

(1) 市民、団体（NPO等）の役割

市民、団体（NPO等）の役割は、文化芸術を創造し、楽しみ、支援する者として、また、地域に根差した暮らしの文化を通じたまちづくりの担い手として、京都の文化芸術の豊かさを深く認識し、子どもたちの感性をはぐくみ、未来の京都へつなぐために、文化芸術都市創生の取組に主体的に参画、関与することにあります。

(2) 芸術家の役割

芸術家の役割は、文化芸術を主体的に継承、創造、発信するとともに、国内外の芸術家や文化芸術団体と交流し、また、学術、産業、まちづくり等に新たな活力をもたらすことにあります。

(3) 大学、企業等の役割

大学、企業等の役割は、芸術家、文化芸術を支える専門家や職人等の養成、市民や芸術家への情報発信など、京都の文化芸術の理解者、支援者となることにあります。

(4) 京都市の役割

京都市の役割は、文化芸術都市創生の取組を総合的に推進することです。取組に当たっては、市民の主体的な文化芸術活動と連携するとともに、他の行政機関や団体（NPO等）、大学、企業など、関係機関とのネットワークを築きながら、これを進めます。

(5) 京都文化芸術都市創生審議会の役割

「京都文化芸術都市創生条例」に基づいて設置した、文化芸術関係者や市民、学識、企業等の代表から成る「京都文化芸術都市創生審議会」に、第2期創生計画の策定に当たって議論を深めていただきました。

創生計画の施策の実施に当たっても、引き続き、多角的な見地からの議論や助言をいただき、それを踏まえ、本市は取組の推進を図ります。

(1) 文化庁及び文化庁の先行移転組織である「地域文化創生本部」との連携

平成28年3月、文化庁の京都への全面的移転が決定され、その先行移転として平成29年度から京都に、文化庁の組織として「地域文化創生本部」が設置されます。今後、文化庁の移転と機能強化に合わせて、文化芸術の力で京都から地方創生を実現し、本計画をより効果的なものにするために、文化庁及び「地域文化創生本部」とも緊密な連携を図り、新たなニーズに対応した文化政策を本市も展開していきます。

なお、「文化芸術立国の実現を加速する文化政策(答申)－「新・文化庁」を目指す機能強化と2020年以降への遺産(レガシー)創出に向けた緊急提言－」(平成28年11月17日 文化審議会)において、地方公共団体においても、マネジメント力等を備えた専門的人材の確保や、地域のアーツカウンスル機能(主として文化芸術政策の立案や調査研究などを実施する機能)の強化の必要性に触れられていることから、国の動向を見据え、本市における対応を検討します。

(2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、東京都等との連携

東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年(2020年)に向けて、全国各地における文化プログラムの実施を支援する「文化庁」、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」、そして、オリンピック・パラリンピックのメイン会場となる「東京都」と連携することにより、京都の魅力を発信する取組を、国内外の多くの方々知ってもらえるよう努めます。

(3) 京都府、関西広域連合等との連携

平成32年(2020年)の東京オリンピック・パラリンピック等に合わせて開催する「京都文化カプロジェクト2016-2020」の実施に向けて、京都市と京都府、京都商工会議所が協働するなど、オール京都体制で取り組み、日本文化の真髄や日本人の深い精神性を世界に向けて発信し、誰もが気軽に楽しめる文化の祭典となるよう、内外の多くの方々の賛同と取組を呼び掛けていきます。

また、平成22年度に設立された関西広域連合(現在、関西8府県、京都市を含む4政令市が加盟)では、平成32年(2020年)に向けて関西文化の内外への発信を強化し、関西文化を一体となって振興するために、「はなやか関西・文化戦略会議」を設置しました。

こうした取組を通じて、東京オリンピック・パラリンピック等を契機とした文化の発信が関西全体から効果的にできるよう、更なる連携交流を図っていきます。

(4) 庁内の推進体制の整備

創生計画の着実な実施に向けて、文化芸術都市を創生していくための実効性のある組織となるよう、庁内の連携体制の強化に努めます。

なお、文化芸術施策の推進に関してこれまで大きな役割を担ってきた公益財団法人京都市芸術文化協会や公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団、公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所、公益財団法人京都市文化観光資源保護財団等と、引き続き効果的な連携を図ります。

創生計画の推進状況については、毎年度取りまとめ、「京都文化芸術都市創生審議会」に報告して評価、点検するとともに、京都市ホームページに掲載するなどして広く公表します。また、フォーラムの開催など、様々な機会を設けて、多くの市民に周知し、意見を聴く工夫をしながら、取組の点検を行います。

また、国等の示す指標も参考にしながら、必要な基礎データの測定・収集、文化芸術関係者へのヒアリング等を定期的に行うなど、計画の推進状況について、市民により分かりやすい評価と点検を行えるよう取り組みます。

參考資料

1 施策一覧（京都文化芸術都市創生条例との関連）

各施策を「京都文化芸術都市創生条例」の関係条文ごとに整理すると、以下のとおりとなります。

★★最重要施策(8) ★重要施策(52) ◎本計画における新規事業・施策(15) ○京都文化芸術プログラム2020⁺の継承事業・施策(42)

暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深めるための施策(第8条)

★★	1	「地域に根差した暮らしの文化」の振興 ○
★	2	伝統産業品等を暮らしの中で活用し子どもの感性を“はぐくむ”取組の推進 ◎
★	3	文化芸術と暮らしの関係性を再認識する取組など暮らしの文化の継承、普及の促進
★	4	「真のワーク・ライフ・バランス」の推進による地域に根差した暮らしの文化の継承
★	5	京都の文化、アイデンティティを大切にするための講座等の実施 ◎
★	6	学校給食における「和食」の充実に向けた取組の推進と情報発信
★★	7	「光」「音」「香り」などで彩られた五感で感じる京都の景観の継承と活用
	8	京の食文化ミュージアム・あじわい館を活用した京の食文化の普及・啓発
	9	子どもから大人まで、市民が京都の歴史や文化に触れ、京都の魅力を体験できる機会の創出と発信（市民による京都の魅力再発見事業） ○
	10	小学校における生け花体験や花育活動、公共施設等での飾花を通じた花き文化の振興 ◎
	11	京都市学校歴史博物館における教育・人づくりにかけた町衆文化の継承と発信

市民が文化芸術に親しむことができるようにするための施策(第9条)

★	27	公共空間や公共交通機関を活用した文化芸術の発信
★	28	市民に周知・啓発するツール、証明書等における文化芸術の活用
★	29	福祉施設に芸術家を派遣する等、社会的に困難を抱えている人々に対して、文化芸術の力を活用して社会参加の機会を充実する「社会包摂」の取組の推進 ◎
★	30	文化芸術を通じた活力ある地域社会「健康長寿のまち・京都」の実現
★	31	NPO法人「障害者芸術推進研究機構」との協働による障害のある方の文化芸術活動支援
	32	本市の文化芸術関係施設における、各施設の特徴をいかした各種文化事業の推進
	33	京都市生涯学習総合センターを活用したセミナー、コンサートの実施等による文化芸術に関する生涯学習の推進
	34	京都市芸術文化協会、京都市音楽芸術文化振興財団等の文化芸術団体と連携した鑑賞・参加型事業の推進
	35	「文化芸術都市・京都が世界に誇るオーケストラとしてより市民に愛される京響」を目指す取組の推進
	36	文化芸術施策や施設における「ユニバーサルデザイン」の推進
	37	京都の文化芸術活動に刺激を与え市民に親しまれる多彩な事業の推進
	38	市民狂言会、市民寄席、京都新能、華道京展など、市民や観光客が伝統的な文化芸術に身近に触れる機会の提供

子どもの感性を磨き、表現力を高めるための施策(第10条)

★	12	華道、茶道、香道をはじめとする伝統的な文化芸術から現代芸術までの幅広い芸術家を小中学校等へ派遣する「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」の実施 ○
★	13	「ほんもの」の魅力が伝わる場所での公演に触れる機会の創出 ○
	14	子どもたちがものづくり文化に触れる機会の創出
	15	京都市内の小中学校に伝統産業職人を派遣し、生徒が匠の技に触れる、制作体験・実演教室の実施 ○
	16	文化芸術団体との連携による子どものための各種芸術体験教室等の実施
	17	体験によって興味を持った子どもたちが継続的に伝統的な文化芸術を学ぶための教室の活用 ○
	18	「みやこ子ども土曜塾」など親子で一緒に文化芸術を体験できるプログラムの実施 ○
	19	芸術系高校をはじめ市立高等学校等における特色ある文化芸術教育や文化体験活動の推進 ○
	20	「歴史都市・京都からまなぶジュニア京都検定」や「中高生」による「京都・観光文化検定試験3級」チャレンジ事業」の推進 ○
	21	京都市ジュニアオーケストラ・京都市少年合唱団の運営や地域文化会館における教育プログラムの実施等、子どもの音楽文化の振興・普及を図る取組の推進
	22	地域の文化団体等が子どもたちに民俗芸能や、邦楽、邦舞等の伝統的な文化芸術を体験、習得させ、次代に継承するための取組の促進
	23	「京都・和の文化体験の日」の実施など若者を対象とした伝統的な文化芸術や伝統産業に触れる機会の創出 ○
	24	青少年活動センターにおける新たな若者文化の創造と市民との相互交流を促進する事業の実施
	25	京都市キャンパス文化パートナーズ制度の推進
	26	「近くて楽しい動物園」の実現に向けた京都市動物園の取組の推進

伝統的な文化芸術の保存及び継承等のための施策(第11条)

★★ 51	伝統芸能文化の振興に向けた先駆的取組の実施 ○
★ 52	社会人や通訳、外国人等を対象とした伝統的な文化芸術を理解するための講座の実施 ○
53	京都ならではの伝統的な文化芸術の集積をいかした舞台公演の実施等 ○
54	京都芸術センター等文化芸術拠点施設における伝統的な文化芸術継承・創造の取組の推進
55	伝統的な文化芸術の裾野を広げるワークショップの拡充等 ○
56	伝統的な文化芸術の研究や文化創造の機能の推進
57	古典の日の推進
58	全国の様々な人が集う伝統芸能の祭典の開催 ○
59	国立京都歴史博物館(仮称)の整備に向けた取組

新たな文化芸術の創造に資するための施策(第12条)

★ 60	文化芸術に関するネットワークを活用した新たな文化芸術の創造
★ 61	社会課題を解決するソーシャルデザインにおける文化芸術の活用により芸術家の活躍の場を拡大する取組 ◎
★ 62	文化芸術を発展させるためのオープンデータの活用
★ 63	「映画のまち・京都」ならではの映画・映像文化等の振興
★ 64	京都国際舞台芸術祭(KYOTO EXPERIMENT)の開催
65	京都国際写真祭(KYOTOGRAPHIE)の開催
★ 66	京都芸術センター等による芸術家の育成・活動支援
★★ 67	芸術家の社会的、経済的地位の向上につながる各種取組の推進 ◎
★ 68	若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくりを支援する東山 アーティスツ・プレイスメント・サービス(HAPS)の取組の推進 ○
★ 69	海外の著名なディレクター、キュレーターの招聘等国内外との文化芸術に関する質の高いコミュニケーションによる人材育成の推進
★ 70	文化施設間で連携した、文化芸術事業のコーディネーター及び技術者を育成するための取組の推進 ◎
71	顕彰制度の効果的な実施
72	助成金等内定者資金融資制度等による芸術活動へのきめ細やかな支援

文化芸術に関する活動及び地域のまちづくりに関する活動の活性化に資するための施策(第13条)

★ 73	京都駅周辺エリアをはじめ、新たな文化ゾーンの創出等による地域の特色づくりの推進 ◎
★ 74	「区民提案・共汗型まちづくり支援事業」等各区の個性をいかした各種文化事業の推進 ○
75	「文化芸術活性化パートナーシップ事業」による地域文化会館の効果的な運営等、芸術家等の活動を地域に根付かせ、地域で応援する環境づくり
76	「文化の薫り漂う、歩いて楽しい岡崎」の推進
77	京都市景観・まちづくりセンター等との連携による市民の主体的なまちづくり活動の支援

国内外の地域との交流を促進するための施策(第14条)

★★ 114	文化庁の全面的な移転に向けた取組の着実な推進 ○
★ 115	文化を通じた全国の地場・伝統産業の振興など地方創生を進めるモデル事業の先行的な実施 ○
★ 116	多様な文化活動の場における文化庁のサテライト機能(文化芸術関係者・団体の交流・連携の創出等)を果たすための取組の推進 ○
★ 117	京都芸術センターを拠点(ハブ)としたアーティスト・イン・レジデンスによる国内外との文化交流の推進 ○
★ 118	ICOM(国際博物館会議)京都大会2019の開催の推進 ○
★ 119	東アジア文化都市2017京都の開催 ○
★★ 120	「東京オリンピック・パラリンピック」「関西ワールドマスタースゲームズ2021」等を契機とした国際的な文化の祭典の開催及びその成果の継承 ○
★ 121	スポーツ・文化・ワールド・フォーラムをキックオフとした京都文化カプロジェクト2016-2020の各種事業の展開 ○
★ 122	大政奉還150周年記念プロジェクトの実施 ○
★ 123	創造都市ネットワークとの連携 ◎
124	留学生の本市文化事業への参加等留学生による文化芸術交流の推進
125	姉妹都市、世界歴史都市連盟加盟都市等との文化交流事業の推進

国内外の人々の関心と理解を深めるための施策(第15条)

★126	文化・観光に関する情報の一元的把握及び入場券等を販売するWEBシステムの構築	○
★127	京都芸術センターを中心とした情報機能等の充実	
★128	京都館の活用、海外情報拠点での情報発信など、広域的な情報発信の推進	
★129	京都観光振興計画2020や京都市MICE(マイス)戦略2020と連携した文化芸術に関する情報の効果的な発信	
★130	本市職員の文化力を高め、文化の魅力を伝える担い手となるための取組の実施	
131	ICT(情報通信技術)の活用によるタイムリーな情報発信の推進	
132	障害のある方のための文化芸術情報発信の工夫	

文化財を保護し、及び活用するための施策(第16条)

★★7	「光」「音」「香り」などで彩られた五感で感じる京都の景観の継承と活用(再掲)	
★47	寺社等の歴史的資産と周囲の町並みが一体となった歴史的景観の保全の推進	
★★92	世界遺産・二条城が文化財保存と活用のモデルとなる取組の実施	○
★93	和装、華道、庭園文化など京都に息づき世界的に評価の高まっている和の文化の振興とユネスコ無形文化遺産への登録に向けた支援	◎○
★94	京都市指定・登録文化財の公開に向けた大規模な改修を推進するなど「未来へつなぐ歴史的建造物等計画的修理事業」の実施	○
★95	市独自の文化遺産を維持、継承、活用するための先駆的な取組等の推進	○
★96	豊かな文化の根源となる生物多様性を守るための取組の推進	
97	みやこ文化財愛護委員、京都市文化財マネージャーの育成	
98	若年層がほんものの歴史や文化財に触れる機会を増やし、地元の歴史への理解や文化遺産を大切にする意識の向上の推進	
99	文化財への愛護思想と防火意識の向上を目的とした防火防災教育・研修の実施	
100	市指定文化財等への指定・登録や文化財防災マイスターの養成など地域と連携した文化財の保存及び活用の推進	
101	地域づくりの中核となる文化遺産を市民が保存・活用するための取組の促進	
102	文化財の保存と活用の推進及びMICE活用への展開	
103	琵琶湖疏水をはじめとした近代化遺産の活用	
104	京都における新たな世界遺産の登録	

景観を保全し、及び再生するための施策(第17条)

★★7	「光」「音」「香り」などで彩られた五感で感じる京都の景観の継承と活用(再掲)	
★47	寺社等の歴史的資産と周囲の町並みが一体となった歴史的景観の保全の推進(再掲)	
48	自然・歴史的景観等、美しく京都らしい景観を守るための各種制度の効果的な運用	
49	「京都市歴史的風致維持向上計画」の取組の推進	
50	京町家の保全・再生・活用の取組の推進	
★105	文化芸術の視点による京都らしい景観の向上	
★106	公共工事の現場において、文化芸術により、イメージアップを図るための取組	
107	無電柱化の推進による都市災害の防止と歴史的景観の向上	○
108	京都の景観をかたちづくる屋外広告物制度の適正な運用	

施設の充実を図るための施策(第18条)

★★109	京都市美術館の再整備の推進	○
★110	ロームシアター京都を拠点とした劇場文化の創造・発信	○
★111	京都市立芸術大学の移転整備	○
112	文化芸術活動を支え、発表する場(拠点)の整備等	
113	文化芸術関連機関・施設の交流や連携の促進	

文化芸術及び学術研究が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すための施策(第19条)

★ 82	文化芸術資源を再認識し、文化芸術資源と学術・技術の融合による新たな価値・イノベーションの創出	◎
87	京都市立芸術大学における市民との積極的な交流や情報発信の推進	
88	京都芸術教育コンソーシアム等における芸術系大学との連携の推進	
89	京都が誇る大学・研究機関等の集積の活用	
90	京都市考古資料館での大学等と連携した合同企画展の実施	○
91	番組小学校創立150周年・京都市学校歴史博物館開館20周年記念事業の実施	

文化芸術及び産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すための施策(第20条)

★★ 67	芸術家の社会的、経済的地位の向上につながる各種取組の推進	◎(再掲)
★ 78	京都の衣食住等の暮らしの文化をいかした観光振興の推進	◎
★ 79	文化財や文化施設が持つ魅力を最大限に引き出し、積極的に活用するための取組の推進	
★ 80	最新のコンテンツを活用した文化芸術の創造・普及	◎
★ 81	多様な価値観の変化に合わせた伝統的な文化芸術・伝統産業の一体的な発信	◎○
83	「京もの」の海外進出支援事業の推進	○
84	「伝統産業の日」の全国拡大をはじめとした伝統産業の振興	○
85	多様な地域資源をいかしたメディア芸術(コンテンツ産業)の振興	○
86	暮らしの文化と密接に関わる農林業施策における「食の文化」「花の文化」「木の文化」の振興	◎

市民の自主的な活動を支援するための施策(第21条)

★ 39	若手芸術家やクリエイター等の市民・民間団体の活動をサポートし、異なるジャンル間のネットワークを形成するための場・機会の提供	
40	芸術系NPO等との連携の促進	
41	京都で開催される文化芸術の事業を京都全体で一体的に発信するため、京都文化芸術コア・ネットワークを基盤とした「アートエキシビジョン・京都」の実施	○
42	文化ボランティア活動の機運を高める取組の推進	
43	市民ふれあいステージ、京都さくらパレード等の開催による市民の文化芸術活動の支援	
44	東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした、市民、企業等の民間団体、文化芸術団体や芸術系大学等と連携した文化芸術イベントの開催	○
45	「世界遺産・二条城一口城主募金」や「京都市動物園サポーター制度」など、文化芸術を支える基金に対する市民や企業等の一層の賛同・協力の促進	
46	後援等による文化事業の支援	

2 京都市文化政策・戦後の歴史

年度	事 項
昭和	20 恩賜京都博物館（現・京都国立博物館）で京展開始
	23 京都市立堀川高校音楽課程（現・京都市立京都堀川音楽高校）開設
	25 京都市立美術大学（現・京都市立芸術大学）開設 華道京展及び新能開始 京都国際文化観光都市建設法施行
	27 京都市立音楽短期大学（現・京都市立芸術大学）開設
	31 京都市交響楽団発足
	32 市民寄席開始
	33 教育委員会との覚書により、市長部局が文化行政を直轄 市民狂言会開始
	34 京都市文化団体懇話会（現・公益財団法人京都市芸術文化協会）発足
	35 京都会館開設
	43 京都市文化功労者表彰開始
	50 京都市芸術新人賞・京都市芸術功労賞（平成24年度からは京都市芸術振興賞）開始
	51 埋蔵文化財研究所開設
	53 世界文化自由都市宣言
	55 中規模文化圏構想策定
	56 京都市文化財保護条例制定
	61 東部文化会館開設、以後、各地域に文化会館を順次開設
平成	2 芸術祭典・京開始（～15年）
	6 平安建都1200年、京都まつり開始（～16年） ユネスコ世界文化遺産に「古都京都の文化財」を登録
	7 京都コンサートホール開設
	8 京都市芸術文化振興計画策定
	9 京都映画祭開始 京都の秋音楽祭開始
	12 京都芸術センター開設 京都市芸術文化特別奨励制度開始 京都市美術館別館開設 京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター開設
	14 京都市文化ボランティア制度開始
	15 京都市芸術文化振興計画推進プログラム策定
	16 京都市助成金等内定者資金融資制度開始 京都文化祭典開始（～28年）
	18 京都文化芸術都市創生条例制定
	19 第1期 京都文化芸術都市創生計画策定 京都創生座開始 ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業開始
	20 子ども舞台芸術鑑賞支援事業開始
	21 ユネスコ無形文化遺産に「京都祇園祭の山鉾行事」を登録
	22 京都国際舞台芸術祭開始
	23 国民文化祭・京都2011開催 重要文化財「旧三井家下鴨別邸」が本市の管理へ移行 “京都を彩る建物や庭園”制度の創設 第1期 京都文化芸術都市創生計画改定
	24 若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり事業開始 「古典の日に関する法律」の制定
	25 “京都をつなぐ無形文化遺産制度”の創設 国指定史跡岩倉具視幽棲旧宅が本市の管理へ移行
	26 京都・和の文化体験の日開始 琳派400年記念祭開催 PARASOPHIA：京都国際現代芸術祭2015開催 京都文化芸術プログラム2020策定
	27 京都市動物園再整備完了 「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」制度の創設 ROOMシアター京都（京都会館）リニューアルオープン 伊藤若冲生誕300年記念事業開催 文化庁の京都への全面的移転方針決定
	28 京都文化芸術プログラム2020 ⁺ にバージョンアップ スポーツ・文化・ワールド・フォーラム開催 京都文化力プロジェクト2016-2020開始 東アジア文化都市2017京都開催 大政奉還150周年記念プロジェクト開催 第2期 京都文化芸術都市創生計画策定

創生計画は、平成18年制定の「京都文化芸術都市創生条例」第7条第1項に基づき定めた計画です。

創生計画は、「文化芸術によるまちづくり」を中心的な理念とし、単に文化芸術活動を活発にすることを目指すだけでなく、文化芸術によって、市民生活や都市の在り様に具体的かつ良好な影響を及ぼし、文化芸術によるまちづくりで都市を創生することを主眼に置いて策定しました。

さらに、全国のあらゆる都市に先駆けて、21世紀の「文化芸術都市づくり」の優れたモデルを示すために、計画前半期において取り組んだ「五つの京都先行プロジェクト」の理念を継承し、計画後半期においては、文化芸術に関する重要な取組として、9施策を構想しました。

施策は、現代の複雑な社会状況に的確に対応するとともに、文化の「生まれ、伝わり、また次の芽を養う」という循環的な仕組みを踏まえ、三つの施策群として設定しました。

取組の主な成果は、次のとおりです。

(1) 重要施策群1：継承と創造に関する人材の育成等

ア 伝統芸能文化の更なる創生に向けた取組

京都の貴重な伝統芸能文化を、現代に息づくものとして広く発信し、将来に継承する拠点施設「国立京都伝統芸能文化センター(仮称)」の創設を目指し、センターのイメージを明らかにするモデル事業「五感で感じる和の文化事業」において、創作公演、レクチャー、ワークショップ等を開催し、京都における伝統芸能の集積をいかした事業を展開してきました。

また、この拠点施設の整備は、日本の財産であり、世界の宝である京都の文化芸術を守り、育てるために必要な国家的課題であることから、「歴史都市・京都創生策Ⅱ」に基づき、国の特別措置も求めつつ国家戦略として行っていくことを、国に要望してきました。

文化庁京都移転を契機に国立京都伝統芸能文化センター(仮称)に求める機能を改めて検証し、伝統芸能文化の更なる創生に向けて、本市の取組について検討を進めています。

イ 京都芸術センター等による芸術家の育成・活動支援

芸術家たちが夢を育み、京都のまちで大きく育っていくことを目標とし、京都芸術センター事業や京都市芸術文化特別奨励制度等による芸術家の育成・活動支援を行っています。

京都芸術センターは、京都市の文化芸術振興の拠点施設として、芸術家、芸術関係者の育成のための事業を実施し、芸術作品の制作、練習の場所を提供する制作、発

表支援事業をはじめ、幅広い分野の若い芸術家の活動支援を行うアートセンターとして認知されるとともに、多くの芸術家を輩出してきました。

また、京都市芸術文化特別奨励制度は、京都芸術センター開設と同時に制度を発足し、平成28年度の奨励者を含めて、これまで延べ35組を認定し、将来飛躍する可能性を秘めた芸術家を支援しています。

ウ 文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成

子どもたちが、優れた文化芸術の輝きに触れ、その感性が育まれることを目指し、京都の優れた芸術家を小学校等に派遣し、文化芸術に関わる講話や実技指導等を行う事業、「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」を実施し、年間約20箇所の学校等を訪問し、ワークショップを行ってきました。

また、平成27年度からは、伝統的な文化芸術の分野の講義数を増やし、年間約40箇所を訪問し、「和の文化」に接する機会を充実してきました。さらに平成28年度からは、ワークショップや講義の次の展開として、伝統芸能の公演鑑賞事業を試行実施し、子どもたちに伝統的な文化芸術に触れる機会の更なる充実を図っています。

東京オリンピック・パラリンピックを迎える時期に青年期に達する子どもや学生を対象として、文化芸術に触れる機会を創出し、京都ならではの文化芸術教育を一層進めることにより、文化芸術の次世代の「担い手」「支え手」を育てることの更なる充実を図りました。

(2) 重要施策群2：創造環境の整備

ア 京都会館の創造・発表拠点としての再整備

公共文化ホールの先駆けとして昭和35年に建設された京都会館の再整備に着手しました。再整備完了後は、劇場文化の拠点として、ロームシアター京都の魅力と感動を多くの方に実感いただけるよう、「ロームシアター京都オープニング事業」を開館後1年間にわたって実施しました。

また、京都市美術館の将来構想の策定・再整備の推進や京都市立芸術大学の移転推進など、更なる文化施設の環境整備を進めています。

イ 京都芸術センターを中心とした情報機能等の充実

京都芸術センターの持つ「情報センター機能」を基盤とし、同センターが培ってきた事業アーカイブや人的ネットワークを活用し、情報の収集、発信機能を充実してきました。

また、京都で文化芸術を支える専門家のネットワーク、「京都文化芸術コア・ネットワーク」を設立し、情報交流のプラットフォームを構築するとともに、コア・ネットワークのメンバーの有志が、京都の文化芸術に関わる拠点やイベントの情報を収集し、広報誌、マップ、WEB等で発信する「ART GRID KYOTO」プロジェクトを京都国際現代芸術祭2015の会期に合わせて実施しました。

また、文化芸術に関する多種多様な情報を、より質の高いものとして提供できるよう、情報通信技術を活用し「KYOTO ART BOX」の機能充実やSNSによる情報を発信するなど、充実してきました。

さらに、文化芸術と観光等の情報サイトとの連携など、多言語化による国内外への情報発信の拡充を検討してきました。

ウ 国内外との文化芸術交流による質の高いコミュニケーションの促進

京都国際現代芸術祭2015や京都国際舞台芸術祭、東アジア文化都市2017京都、京都文化力プロジェクト2016-2020など国際的な祭典を開催し、国内外との文化芸術交流を行っています。

また、京都芸術センターを中心に国内外のアーティスト等を受け入れ、交流するネットワークの構築やアーティスト・イン・レジデンス事業を展開するとともに、文化庁文化芸術創造都市振興室と連携したアーティスト・イン・レジデンス事業や交流事業等を実施することにより、文化芸術交流による質の高いコミュニケーションの促進を図ってきました。

(3) 重要施策群3：文化芸術と社会の出会いの促進

ア 文化芸術と暮らしを改めて結び付けるための取組

市民の、文化芸術に日常的に親しみたいという潜在的なニーズに応え、目利き、見巧者と呼ばれる鑑賞者を育成するため、京都文化芸術コア・ネットワーク等によるギャラリーやアトリエ等の見学会、レクチャー、ワークショップを開催しました。

また、京都をつなぐ無形文化遺産制度により、「京の食文化」「京・花街の文化」「京の地蔵盆」「京のきもの文化」などの選定を行い、京都のまちに脈々と受け継がれてきた暮らしの文化を再認識し、未来に引き継がれるよう、取組を進めています。

イ 文化芸術による地域のまちづくり活動の支援

計画前半期に実施した「文化芸術による地域のまちづくりモデル事業」の取組成果を活用しつつ、アーティストによる地域におけるワークショップの実施や、地域の祭りへの芸術家の協力等、地域活性化に資する取組を展開してきました。

また、本市が支援する各区における事業等に「文化芸術による地域のまちづくり事業」ロゴマークを活用し、各区における文化芸術の取組情報を集約しました。この各区における取組情報をもとに、「京都おもてなし百科(仮称)」の作成や、地域における暮らしの文化を通じたまちづくりについて話し合う場の創設を検討するなど、文化芸術によ

る地域のまちづくり支援の検討を進めていくことにつながっていきます。

また、みやこ文化財愛護委員や、京都市文化財マネージャーを育成し、地域の文化財の魅力発見につなげる取組を進めています。

ウ 若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり

若手芸術家が京都にとどまり、社会課題ともなっている空き家等を活用することを通じて、まちに活力を生み出すことを目指し、若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくりを推進する「東山 アーティスト・プレースメント・サービス実行委員会」(略称：HAPS)を設立しました。

様々な相談に対応する総合サポート窓口を設置し、芸術家に適した空き家の紹介や閉校施設等の活用による制作場所の提供、専門家のネットワークによる発表活動の支援など、芸術家が京都に根差した活動を行えるような取組を進めています。

これらの取組のほか、2020年に向けた日本の文化プログラムのキックオフと位置付けた「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」の京都での開催、琳派400年記念祭、伊藤若冲生誕300年記念事業、京都国際マンガ・アニメフェアの開催、祇園祭後祭の復興支援、京都市交響楽団の活躍など、国内外から注目される施策・事業に取り組みました。

平成28年3月に文化庁の京都への全面的な移転が決定され、京都の文化芸術を取り巻く状況は、第1章の「2 京都の文化芸術を取り巻く状況」で述べたとおり、大きな転換期を迎えています。

他方、東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、国においては「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」が策定され、あわせて観光先進国の実現に向けた取組等が進められています。

(1) 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）の策定

国は、平成27年5月、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」（平成27～32年度）を閣議決定しました。本基本方針は、文化芸術資源で未来をつくり、以下のような「文化芸術立国の姿」を創出していくことを目指しています。

- ①子供から高齢者まで、あらゆる人々が我が国の様々な場で、創作活動へ参加、鑑賞体験できる機会等を、国や地方公共団体はもとより、芸術家、文化芸術団体、NPO、企業等様々な民間団体が提供している。
- ②全国の地方公共団体、多くの文化芸術団体、文化施設、芸術家等の関係者により、世界に誇る日本各地の文化力

を生かしながら、2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開等がなされている。

- ③日本全国津々浦々から、世界中に各地の文化芸術の魅力が発信されている。東日本大震災の被災地からは、力強く復興している姿を、地域の文化芸術の魅力と一体となって、国内外へ発信している。
- ④2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開等に伴い、国内外の多くの人々が、それらに生き生きと参画しているとともに、文化芸術に従事する者が安心して、希望を持ちながら働いている。そして、文化芸術関係の新たな雇用や、産業が現在よりも大幅に創出されている。

(2) 文化芸術資源を活用した経済活性化（文化GDPの拡大）

文化芸術は、観光地の魅力や産業の付加価値などを生み出す源であり、文化芸術への投資は、文化分野だけではなく他の様々な産業分野への経済波及効果を生み出します。国においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた「文化プログラム」の実施に集中的に取り組むことを契機として、地域活性化や文化外交、誰にでも活躍の

チャンスがある社会の創出につながるような文化芸術に関し、民需主体の文化芸術振興モデルを創出、普及展開することにより、総GDPに対する文化GDPを1.2%（約5兆円）（平成23年度）から3%（約18兆円）にまで拡大することを目指しています。

（平成28年4月 文化庁）

(3) 明日の日本を支える観光ビジョンの策定

観光は、日本の成長戦略と地方創生の大きな柱であるとの認識のもと、3つの視点（「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に」「すべての旅行者が、ストレスなく快適に

観光を満喫できる環境に」）を柱として10の改革をとりまとめ、「観光先進国」の実現に向けた取組が国において進められています。

（平成28年3月30日策定）

(4) 文化財活用・理解促進戦略プログラム2020の策定

「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえて、文化財を貴重な地域・観光資源として活用するために、2020年まで

に取り組むアクションプログラムが策定され、推進されています。

（平成28年4月26日策定）

平成 18 年 3 月 27 日公布
平成 18 年 4 月 1 日施行
条例第 137 号

目次

前 文

第 1 章 総則 (第 1 条～第 6 条)

第 2 章 文化芸術都市の創生に関する基本的施策

第 1 節 文化芸術都市創生計画 (第 7 条)

第 2 節 文化芸術都市の創生のための施策

(第 8 条～第 21 条)

第 3 章 京都文化芸術都市創生審議会 (第 22 条～第 24 条)

第 4 章 雑則 (第 25 条)

附 則

ここ京都では、1200 年を超える悠久の歴史の中で、多様な文化芸術が重層的に蓄積されてきた。これは、常に外からの刺激を受容し、咀嚼するという京都の先人たちの進取の気風により、創意工夫がされてきたことに負うところが大きい。そして、このような文化芸術の蓄積は、学術研究や産業との結び付きを通して、より厚みを増している。

京都の文化芸術は、社寺や町家をはじめとする伝統的な建築物及びこれにより形成されている歴史的な町並みが山紫水明と形容される自然の風景と溶け合った都市環境から大きな影響を受け、また、これに影響を与え、市民の暮らしに根を下ろすとともに、国内外の人々との自由かつ継続的な交流の機会をもたらした。これにより、京都は、日本のみならず世界においても、比類のない魅力に富んだ都市となっている。

将来にわたって、京都が日本はもとより世界の人々を魅了する個性に満ちあふれた都市であり続けるには、無からの文化芸術の育成や振興ではなく、優れた文化芸術の保存と継承により、創造的な活動が不断に行われるとともに、文化芸術が市民の暮らしに息づくことにより、市民に大きな生きる喜びをもたらす、京都のまち全体を活気に満ちたものとする必要がある。

ここに、本市は、市民と共に京都が文化的、芸術的に世界の中でも格別の位置を占める都市であることを改めて認識したうえで文化芸術都市の創生に積極的に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、文化芸術都市の創生に関し、その基本理念を定め、並びに本市及び市民の責務を明らかにするとともに、文化芸術都市の創生に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術都市の創生を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「文化芸術都市の創生」とは、次条の基本理念の下、市民の暮らしに根を下ろした文化芸術を一層魅力のあるものとする事により、市民に大きな生きる喜びをもたらすとともに、活気あふれるまちづくりの源泉とし、もって常に新たな魅力に満ちあふれた都市を創生することをいう。

(基本理念)

第 3 条 文化芸術都市の創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 文化芸術が市民に一層身近なものとなり、尊重されるようにすること。
- (2) 伝統的な文化芸術を保存し、及び継承し、並びに新たに文化芸術を創造する活動を支援するとともに、当該活動を担う人材を育成すること。
- (3) 文化芸術に関する交流を積極的に促進すること。
- (4) 文化芸術都市の創生に不可欠な文化財の保護及び活用、景観の保全及び再生その他文化芸術を振興するための環境の整備に努めること。
- (5) 文化芸術に関する活動と学術研究又は産業に関する活動との連携を促進すること。

(本市の責務)

第 4 条 本市は、文化芸術都市の創生には、文化芸術を創造し、享受する市民の主体的な参画が不可欠であることにかんがみ、市民と連携して、その推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、文化芸術の創造の担い手であり、かつ、これを享受する者として、京都の文化芸術が日々の暮らしの中で豊かにはぐくまれてきたことを深く認識し、これを将来の世代に継承するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第 6 条 本市は、文化芸術都市の創生に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

第2章 文化芸術都市の創生に関する基本的施策

第1節 文化芸術都市創生計画

- 第7条 市長は、文化芸術都市の創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化芸術都市の創生に関する計画（以下「文化芸術都市創生計画」という。）を定めなければならない。
- 2 文化芸術都市創生計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 文化芸術都市の創生に関する目標
 - (2) 文化芸術都市の創生に関する取組
 - (3) その他文化芸術都市の創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 市長は、文化芸術都市創生計画を定めるに当たっては、第22条に規定する審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、文化芸術都市創生計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、文化芸術都市創生計画の変更について準用する。

第2節 文化芸術都市の創生のための施策

（暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深めるための施策）

- 第8条 本市は、暮らしの文化（京都の先人たちの暮らしの中から生み出され、その中で受け継がれてきた文化をいう。）に対する市民の関心と理解を深めるため、市民に対する啓発、当該文化の継承に寄与したものの顕彰その他の必要な措置を講じなければならない。

（市民が文化芸術に親しむことができるようにするための施策）

- 第9条 本市は、高齢者、障害者及び青少年をはじめ広く市民が文化芸術に親しむことができるようにするため、文化芸術の鑑賞及び体験の機会並びに文化芸術に関する創造的な活動の成果を発表する機会の提供、市民に身近な場所において芸術家と交流することを目的とする催しの実施その他の必要な措置を講じなければならない。

（子供の感性を磨き、表現力を高めるための施策）

- 第10条 本市は、文化芸術に対する子供の感性を磨き、表現力を高めるため、学校、地域その他の様々な場での文化芸術に関する教育の充実、子供を対象とする公演及び展示の実施、子供による文化芸術に関する活動に対する支援その他の必要な措置を講じなければならない。

（伝統的な文化芸術の保存及び継承等のための施策）

- 第11条 本市は、伝統的な文化芸術及びこれを支える技術を保存し、及び継承するとともに、市民をはじめ広く国内外の人々が伝統的な文化芸術を体験することができる機会を拡大するために必要な措置を講じなければならない。

（新たな文化芸術の創造に資するための施策）

- 第12条 本市は、新たな文化芸術の創造に資するため、当該創造に係る活動を行うものの育成、支援及び顕彰その他の必要な措置を講じなければならない。

（文化芸術に関する活動及び地域のまちづくりに関する活動の活性化に資するための施策）

- 第13条 本市は、文化芸術に関する活動と地域のまちづくりに関する活動との連携を図り、これらの活動の活性化に資するため、地域の特性に応じた文化芸術に関する活動の場の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

（国内外の地域との交流を促進するための施策）

- 第14条 本市は、文化芸術に関する国内外の地域との交流を促進するため、国内外の文化芸術に関する活動を行う者の受入れ、当該活動を行う者の国内外への派遣、文化芸術に関する国際的な催しの実施その他の必要な措置を講じなければならない。

（国内外の人々の関心と理解を深めるための施策）

- 第15条 本市は、京都の文化芸術に対する国内外の人々の関心と理解を深めるため、広く世界に向けて当該文化芸術に関する情報を提供するために必要な措置を講じなければならない。

（文化財を保護し、及び活用するための施策）

- 第16条 本市は、文化芸術都市の創生に資するため、文化財を保護し、及び活用するために必要な措置を講じなければならない。

（景観を保全し、及び再生するための施策）

- 第17条 本市は、文化芸術都市の創生に資するため、景観を保全し、及び再生するために必要な措置を講じなければならない。

(施設の充実を図るための施策)

第18条 本市は、文化芸術に関する活動に資する施設の充実を図るため、当該施設の運営に関し専門的な知識を有する人材の確保及び育成、文化芸術の多様な表現方法に対応する当該施設の整備、当該施設相互の連携の推進その他の必要な措置を講じなければならない。

(文化芸術及び学術研究が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すための施策)

第19条 本市は、文化芸術及び学術研究が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すために必要な措置を講じなければならない。

(文化芸術及び産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すための施策)

第20条 本市は、文化芸術及び産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すために必要な措置を講じなければならない。

(市民の自主的な活動を支援するための施策)

第21条 本市は、市民の自主的な文化芸術に関する活動を支援するため、当該活動に関する情報の提供、市民と共同して行う事業の実施、文化芸術に関するボランティア活動を行うものに対する支援その他の必要な措置を講じなければならない。

第3章 京都文化芸術都市創生審議会

(審議会)

第22条 文化芸術都市の創生に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都文化芸術都市創生審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第23条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第7条第3項及び第5項(審議会に関する部分に限る。)並びに第3章の規定は、市規則で定める日から施行する。(平成18年5月15日規則第12号で平成18年5月16日から施行)

(経過措置)

2 前項ただし書の市規則で定める日以後最初に市長が委嘱し、又は任命する委員の任期は、第24条第1項本文の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

(1) 京都文化芸術都市創生審議会委員

※敬称略

	氏名	役職等
会長	池坊専好	華道家元池坊次期家元
副会長	潮江宏三	京都市美術館館長
委員	井上八千代	京舞井上流家元
委員	猪木武徳	一般財団法人国際日本文化研究交流財団理事長
委員	栗山圭子	京都新聞社編集局文化部編集委員，論説委員
委員	佐野真由子	国際日本文化研究センター准教授
委員	四方恭子	京都市立芸術大学教授
委員	清水重敦	京都工芸繊維大学教授
委員	ジョナ・サルズ	龍谷大学教授
委員	杉本歌子	公益財団法人奈良屋記念杉本家保存会学芸部長
委員	鈴木順也	一般社団法人京都経済同友会代表幹事
委員	鈴木晶子	京都市教育委員
委員	建畠 哲	京都芸術センター館長，多摩美術大学学長
委員	田中誠二	学校法人大和学園理事長・学園長
委員	寺井友秀	NHK 京都放送局局長
委員	西村朋子	市民公募委員
委員	畑 正高	株式会社松栄堂代表取締役
委員	湯浅靖代	市民公募委員
委員	鷺田清一	京都市立芸術大学学長
委員	藤田裕之	京都市副市長

(平成 29 年 2 月現在)

(2) 京都文化芸術都市創生審議会・政策部会委員

※敬称略

	氏名	役職等
部会長	佐野真由子	国際日本文化研究センター准教授
委員	臼井喜法	池坊短期大学教授
委員	河島伸子	同志社大学教授
委員	栗山圭子	京都新聞社編集局文化部編集委員，論説委員
委員	清水重敦	京都工芸繊維大学教授
委員	北村信幸	京都市文化市民局文化事業担当局長

(平成 29 年 2 月現在)

(事務局)

氏名	役職等
平竹耕三	京都市文化芸術政策監
北村信幸	京都市文化市民局文化事業担当局長
土橋聡憲	京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財担当部長
川妻聖枝	// 文化財保護課長
吉岡久美子	京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課計画推進担当課長
倉谷 誠	// 計画推進係長
原 智治	// 振興係長
川又 純	//
藤川沙也賀	//

(平成 29 年 2 月現在)

(1) 調査の目的

この調査は、次期京都文化芸術都市創生計画の策定に向けて、京都市における文化芸術各分野の現状と課題、他都市との比較優位性や、過去20年間の推移から想定される将来

来予測等の基礎調査及び分析について、平成27年度に実施したものです。

(2) 調査の内容と方法

文化芸術各分野の過去20年間の状況を示す統計資料の収集・整理を行い、関係者、関係団体へのヒアリング、各分野の現場の方々へのアンケート調査、学識者による研究会を行いました。調査対象分野は、音楽、美術、舞台芸術、伝統芸能、

伝統文化等であり、人材状況、活動状況、施設状況等について調査しました。人材の状況を分析するに当たって、プロ層、セミプロ層、アマチュア層・お稽古等参加層、鑑賞者・愛好者・理解者など、といった構造設定を用いています。

(3) 調査結果の概要

ア 京都市の文化芸術の現状

京都は首都圏とは違い、コンパクトな都市規模であるため、伝統的な文化芸術から現代芸術まで幅広い分野の文化芸術が高い密度で集積している。市場としては大きくはないが、常に先鋭的な文化芸術の創造が活発に行われている都市である。

分野別に見て顕著な特色は、美術分野の充実と舞台芸術分野の活発化である。美術分野は作家数が人口比で東京都区部とほぼ同数であり、国内の2極のうち1極を形成している。舞台芸術分野の芸術家数や現代劇公演数が過去10年で全国的に減少傾向にある中で、京都市は増加している。一方で、少子高齢化やライフスタイルの多様化により、邦楽、伝統芸能などの伝統的な文化芸術の分野で今後、担い手となる芸術家が減少していくことが予想される。また、文化芸術全般で、アマチュア層、お稽古層の数は減少傾向にある。

都区部、大阪市に次いで3番目であり、人口当たりでは最も多い。美術系大学数は、東京都区部に次いで2番目に多く、人口当たりでは最も多い。

エ 舞台芸術分野の現状

実演者はプロ層・セミプロ層ともに、全国的な減少傾向の中、増加傾向にある。アマチュア層はやや増加傾向であり、鑑賞者等は、全国と同様にやや減少傾向である。平成12年の京都芸術センター開館以来、京都芸術劇場、春秋座、アトリエ劇研、元立誠小学校、アートコンプレックスなど舞台芸術に触れる機会が多くなっていることに加え、ロームシアター京都の開館で施設面が更に充実してきている。現代演劇公演数は全国的には平均的であるが、ここ10年で増加傾向にある。バレエ・現代舞踊・舞踏等の公演は東京への集中傾向が強い。

オ 伝統芸能分野の現状

実演者はプロ層・セミプロ層が減少し、アマチュア層・お稽古等参加層も全国と同様に減少している。鑑賞者等支え手も減少傾向であるが、外国人の愛好者は年々増加している。人口当たりの能楽堂数は全国で最も多い。能楽堂や歌舞練場が集積しており、この分野における京都の存在感は大きい。

カ 伝統文化分野の現状

プロ層・セミプロ層は、全国と同様に減少傾向にある。アマチュア層は全国と同様に減少傾向であり、支え手も減少傾向である。華道・茶道の教授業数は全国的に減少傾向であるが、人口当たりの教授業数は全国で最も多い。他都市と比べて華道、茶道とも活動は活発である。

キ その他分野の現状

- ・プロの文芸著述家数は人口当たりで、東京都区部、横浜市、大阪市に次いで4番目である。アマチュア層の参加率は増加傾向にある。
- ・映画、マンガ、アニメーション等の分野では、プロ層・セミプロ層・アマチュア層とも、増加傾向である。大学に関連学部・学科が設置され、新しい人材が育成されつつある。創作・発表活動の場は、プロ層・セミプロ層・アマチュア層とも増加している。京都国際マンガミュージアムは、京都の特徴的な存在となっている。
- ・芸術専攻留学生の数は東京都区部に次いで2番目に多く、人口当たりでは全国で最も多い。

イ 音楽分野の現状

A 邦楽 実演者はプロ層・セミプロ層とも減少傾向であり、特に若い年齢層(10～20代)のプロを目指す人材が減少傾向である。アマチュア層・お稽古等参加層、鑑賞者等は全国と同様に減少傾向である。公演数は全国と同様に減少傾向であるが、人口当たりの公演数では東京都区部に次いで全国で2番目である。

B 洋楽 実演者はプロ層・セミプロ層とも大きな変化はない。アマチュア層・お稽古等参加層はやや増加傾向である。鑑賞者等は全国と同様に大きな変化はないが、学生が多いため、他都市に比べて鑑賞者層は若い。人口当たりのクラシック演奏公演数では東京都区部、名古屋に次いで全国で3番目である。京都コンサートホールのクラシック利用件数は増加傾向にある。音楽系大学・短大の数は東京都区部に次いで2番目、人口当たりでは全国で一番多い。

ウ 美術分野の現状

プロ層は全国と同様に減少しているが、減少率は緩やかである。プロ層・セミプロ層の人口当たりの作家数は非常に多く、東京都区部とほぼ同数である。アマチュア層は全国と同様に近年は減少傾向にある。有望な若手作家を多く輩出している要因として、美術系大学の集積や京都芸術センター等の役割が大きい。京都市の画廊数は東京

(1) 調査期間

平成27年11月～28年1月実施

(2) 調査対象

※敬称略, 50音順

氏名	職名等
荒木伸一	十字屋 Culture 株式会社営業部長
尾崎真人	京都市美術館学芸課長
加須屋明子	京都市立芸術大学美術学部・美術研究科教授
河村晴久	観世流シテ方
小林昌廣	情報科学芸術大学院大学教授
柴田智靖	公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団事業課長
ジョナ・サルズ	龍谷大学国際文化学部教授
関根秀治	裏千家事務総長・一般社団法人茶道裏千家淡交会副理事長
竹内有一	京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター准教授
土屋郁剛	池坊短期大学文化芸術学科学科長・教授
中村典子	京都市立芸術大学准教授・作曲家
橋本裕介	ロームシアター京都／KYOTO EXPERIMENT プログラムディレクター
長谷川義翁	一般社団法人茶道裏千家淡交会総本部事務局長
前畑知之	京都新聞企画事業株式会社常務取締役
矢野正季	公益財団法人京都観世会事務局長
山崎博行	宮川町お茶屋組合、宮川町歌舞会
京都芸術センター	
京都市立芸術大学キャリアデザインセンター	

(3) 調査方法

聞き取り調査(面接)

(4) 結果の概要

以下、様々な意見をいただきました。

- 〈音楽〉
- 邦楽の現状は、プロ、セミプロ、アマチュアのバランスは取れているが、10代、20代でプロを目指す人は減っている。習う人、鑑賞する若い人の層を育てていく必要がある。
 - 京都は邦楽発祥の地で、イメージや歴史性において中心性がある。また、大学・学生が多く、他都市に比べて、邦楽に触れたり、関心を持ったりするチャンネルや機会は多い。
 - 京都の音楽界は幕の内弁当のように色々なものがあり、合唱、プラスバンドと比肩するように近年、意欲的なアマチュアのオーケストラが増えてきている。創造の方向性を左右する本質的な鑑賞者が育ちつつある。
 - 洋楽はプロ層とセミプロ層は明確に分かれている。セミプロ層の人材は確実に減少している。マーケットとして支えられなくなっていることが一因。
 - 地域文化会館は、単なる貸館ではなく各館の特色が出るのが理想である。京都芸術センターが育てたものを外部に発信するのが、ロームシアター京都であり地域文化会館だ。地域文化会館の創造活動室はセミプロ層を支援する場としてもっと活用すべきである。

〈美術〉

- 美術のトップ、セミプロ、アマチュア、愛好家というピラミッドで、トップ層がいちばんしっかりしているのは京都である。日展や創画会の層が厚い。また工芸作家が多く、これだけそろっている都市は他にはない。
- 京都の美術界にとって、京都の生活空間のコンパクトさ、密度が重要である。東京のようにマーケットに支配されていない。マーケットとは違うところで価値を持ち、作家を育てていけばよい。
- 美術系大学の状況はトップレベルにあり、特に京都市立芸術大学の存在は大きい。
- セミプロ層の活性化が重要だが、HAPSや京都芸術センター以外でどこへ行くかが問題である。京都市美術館再整備基本計画では現代美術を扱うことになっており、中堅の作家をトップへ押し上げるのが美術館の役割だと思う。
- 美術系大学では創作の場は確保されているが、卒業後の制作・活動の場が少なく困っている。HAPS以外にも卒業後の活動支援の拠点があるとよい。京都芸術センターは伝統芸能や演劇分野に手厚い印象があったが、近年は美術の若手にも開かれてきた。
- 京都では美術分野の横のつながりが密だが情報が分断されがち。ここに行けば京都の状況が分かるというよりも、分野によって別々にある。また、京都内部の情報はあっても、外部の情報は入りにくく、外部への発信も控え目。マーケットを充実し、風通しを良くするためにも、もっと外とつながる必要がある。
- 京都芸術センターは、ギャラリーから美術館へステップアップする過程を支援しており、引き続き、京都市美術館と連携していく必要がある。

〈舞台芸術〉

- 京都で「俳優、舞踊家、演芸家数(個人に教授するもの)」が増加している背景には京都芸術センターと京都造形芸術大学の舞台芸術学科の設立によるところが大きい。
- 京都の舞台芸術は中堅層が充実しているが、彼らの次のステップの場所が京都にはないというのが現状だ。ロームシアター京都がその部分を担っていければ理想だ。
- 今、京都芸術センターはイベントの数が多すぎる印象がある。将来のことを考えると、これまでの京都芸術センターの15年の蓄積をいかして、今、情報整備を進めることが大きな資産になると思う。

〈伝統芸能〉

- 能、文楽は批評家、研究者が少なくなっていることが課題である。創作と批評のワンセットがいる。目利きを育てることが大切だ。
- 京都は寄席がなくなったので、それを再興するなどの取組が必要だ。演者が一人の落語は可能性がある。市民寄席は京都がいちばん古い。
- 能は催数も多く一見盛んに見えるが、実はシテ方が主催することがほとんどで、舞っても出演料がない場合もある。また、ワキ方やゲストに出演料を払う必要があり、シテ方は費用捻出のためチケットを売らなければならない。場合によれば自腹を切ることもあり、経済的基盤が厳しい。
- 能のワークショップは技術の伝承だけではなく、感性を磨くようなアプローチが必要で、もっと能の楽しさを知ってもらえるような内容にすべきだと思う。他都市の事例も参考に、市民が能を観るような仕組みがほしい。一般の人が観やすいようなシステムを考えなければならない。
- 京都は外国人にとっては住みやすい。伝統文化が稽古場からまちへと続いている。
- 京都は東京ほど英語の情報がない。英語のイベント情報を掲載したホームページもない。一つのサイトに情報を集約すれば便利である。推薦したい人が情報をアップできるような仕組みがあればよい。
- 花街文化を周知する機会が増加し、歌舞練場への来場者は10年前より増えている。舞妓さんは新聞などのメディアへの露出が増え、人気上昇している。外国人観覧者が多くなり、花街文化に関心を持つ若い女性層が増えている。
- 和装産業にとって花街は大事な顧客である。
- 京都芸術センターは、開設当初から先進的な取組として、伝統芸能・伝統文化への支援や他分野とのコラボレーションを実現してきた。この成果を踏まえ、担い手、支え手の育成に努めていく必要がある。

〈伝統文化〉

- ・華道講座の受講生は減少している。特に若い世代の参加者が減っている。
- ・華道を学校教育に取り入れることが必要。小さい頃に花を生け、生けた花を家や学校に飾るという経験をした記憶が大切だと思う。
- ・茶華道や日本舞踊等、日本の伝統文化は家元制度の中で継承されてきた。家元制度を支える「社中」は歴史的文化的にも日本文化(日本人の心)を継承・維持してきた「民間教育機関」であるため、歴史的文化的風土に根付くものとしての理解を求める。この考え方から、社中又は社中の法人(NPO)的な社会的位置付けを図り、税制の整備をお願いしたい。
- ・各国とも教育は現代の「学校制度」が主流である。我が国の教育は「知育・体育・徳育」の三本柱であるが、学校のエ教育施設の中に徳育空間(畳の部屋等)があまりにも少ない。体育にばかり重きが置かれている現状から、「徳育空間(施設)」の増設や新設を求めたい。
- ・茶道をするには時間的にも経済的にも大きな負担がかかる。また、後継者の育成は容易なことではない。

〈共通〉

- ・カルチャー事業の傾向として、昔ながらの講座(お茶、お花、歌などのポピュラーなもの)の集客力が落ちて、多様化している。「お金の掛からないもの」、「身体への負担が少ないもの」、「気軽に楽しめるもの」が人気で、書道など自分の進歩が分かるものも人気がある。
- ・カルチャー事業の音楽教室の半分近くは子どもだが、大人の受講者が増えている。子どもの減少の原因は少子化と、音楽以外の習い事を選択肢(スイミングなど)が増えたことだと思う。現在、小学生を中心に書道やそろばんの人気の高まっている。
- ・京都市立芸術大学の学部卒業生の進路は、美術分野では制作活動1~2割、進学3割、就職4割、残りがその他(アルバイト等)、進路未定。音楽分野では、演奏・音楽活動が1~2割、進学が3割、就職が1割未満、その他(アルバイト等)、進路未定が5割となる。修士課程の修了生になると、制作、演奏・音楽活動は美術・音楽ともに3~4割になる。なお、進路未定には留学希望が含まれており、特に音楽は留学希望者が多い。美術分野は京都で制作活動が続けたいと思っている学生が多いが、音楽分野では、関西全体を活動範囲とする場合が多く、京都にはこだわっていないような印象を受ける。
- ・京都市立芸術大学には約40名の留学生がおり、大部分が美術である。国籍は中国、韓国が圧倒的に多い。修了後に国内で制作活動を希望する場合に様々な課題のため断念するケースが散見される。
- ・音楽、美術など分野を越えてアートマネジメントができる人材が不足している。今後は、芸術家及び市民と芸術をつなぐコーディネーター等も含め、幅広い人材を育成する必要がある。
- ・アーティスト・イン・レジデンスは京都芸術センターでも実施されているが、レジデンスのための施設はない。アーティスト・イン・レジデンスのプログラムが更に充実することで、文化交流の風通しが良くなり、外への情報発信力も強化されるのではないかな。
- ・京都芸術センターは、国内外の芸術関連施設と連携し、創作活動を実施してきた。今後、そのネットワークを充実し、発信力を高めていく必要がある。

9 「次期京都文化芸術都市創生計画策定に関するヒアリング」の概要

(1) 調査期間

平成28年5月～6月実施

(2) 調査対象

※敬称略, 50音順

氏名	職名等
太下 義之	三菱UFJリサーチ&コンサルティング芸術・文化政策センター長
高橋 信也	森美術館顧問
吉見 俊哉	東京大学教授
吉本 光宏	ニッセイ基礎研究所社会研究部芸術文化プロジェクト室長

(3) 調査方法

聞き取り調査(面接)

(4) 結果の概要

以下、様々な意見をいただきました。

- 文化芸術を支援する専門的人材が不足している。2020年に向けた文化プロジェクトにおいて、OJTを含めて京都市が率先して人材教育を行ってほしい。
- 京都は東京に次いで美術大学が多いが、美術を志す若者のための展示施設が少ない。現代美術の展示スペースを充実させるべきだ。
- 普通の会社員や海外駐在員が教養として身に着けておくべき日本文化を学ぶ場がほしい。
- 国立京都伝統芸能文化センター構想は、文化庁移転を京都が受けとめるという意味でもふさわしいと思う。
- 文化庁の京都移転を日本文化に一本筋を通す、伝統文化の現代的意義を明確にする好機と捉えるべきだ。
- パラリンピックに合わせて、例えば、芸術家の特別支援学級への派遣、高齢者施設への派遣などを行い、それを継続的に行っていくことが重要だ。
- 失業者も社会的弱者であり、障害のある方、高齢者など典型的な対象だけでなく、広くどんな人でも質の高いきめ細かな文化芸術のサービスが受けられるまちであることが重要だ。
- 食文化を中心とした新しい感覚のミュージアムを望む。
- 景観整備とともに、景観を愛でながら快適に移動できる手段が必要である。京都こそLRTが似合うまちだ。
- 行政組織のセクショナリズムを排し、文化と観光と都市計画・景観が一体的・統合的に動くことが必要だ。
- 京都に期待されているものの一つは、世界文化遺産を含む伝統文化を現代に生きるものとして提示することだ。
- 清明神社や六道珍皇寺など、京都にしかない埋め込まれた資産、トポス(場所)の掘り起しと現代的な読み替え、コンテナラリーな解釈がポイントとなる。
- 英国においてシェイクスピアが新しい解釈で次々と上演されているように、例えば、世阿弥や近松の作品を現代的な解釈で上演する試みがもっとあってほしい。
- 美術に限らず、あらゆる文化芸術部門で、産業化、出口戦略が重要である。
- 京都の伝統工芸の技を使っの国際的な商品開発を更に充実させるべきだ。
- 京都国際マンガミュージアムの存在、海外への訴求力はすごい。大いに活用すべき。
- 東アジア文化都市事業を一回性のものにしないで、アジアのアーティストの受入れ、交流を充実し恒常化してほしい。
- 世界中のアーティストが住んで作品を創りたいと思うような文化首都になる魅力と可能性を京都は持っている。外国人アーティストの受け入れを様々な形でサポートすべきだ。
- 外国人居住者を人口の1割以上にすることを目標にする。外国人芸術家、芸術系留学生を大事にすることによって、彼らが情報発信するようになる。
- 観光客が気軽に伝統芸能に触れられる場、伝統芸能を適切に紹介するイベントが必要だ。
- 特定の文化財の詳細なアーカイブだけではなく、京都文化全体のデジタルアーカイブがほしい。

(1) 調査期間

平成28年12月12日(月)～平成29年1月19日(木)

(2) 意見数

総数：341件(応募者数：227人, 1団体)

(3) 募集方法

市民意見募集リーフレットを、平成28年12月12日(月)から、市役所案内所、各区役所・支所、京都芸術センター等で配布しました(3,000部)。また、京都市情報館から、市民意見募集リーフレット及び計画案を御覧いただけるようにしました。

(4) 意見の概要

ア 創生計画(案)に反映するもの(8件)

- 文化庁の京都への移転は、京都の都市格を向上させるものであるが、市民一人一人にとって、どのような影響や効果をもたらすものであるのかが分かりやすく伝わるようにしてほしい。(他2件)
- 文化庁のサテライトの項目に、経済団体との交流もあるとよい。
- 京都国際舞台芸術祭は、成り立ちも含めて、非常によい事業である。今後、東京オリンピック・パラリンピックに向けた大きな主要な文化事業として開催していくことも考えられるので、文化プログラムを進めるうえでの重要な位置付けの事業である。(他2件)
- 方向性4の「京都の文化芸術を伝える・魅せる」の中に記載されている「施策番号131 後援等による文化事業の支援」は市民の文化芸術活動を支援するものであるので、方向性1の「市民の文化芸術活動を応援する」の見出しの中に分類した方が、より分かりやすい。

イ 創生計画(案)に記載済又は趣旨に含まれ、賛同いただいているもの(283件)

- 京都には、年中行事や地域での祭りなど、文化が暮らしの中にたくさん息づいている。これらを掘り起こして、光を当て受け継いでいくことが必要だ。
- 子どものうちから質の高い文化に触れることが重要であり、子どもへの教育の機会を地道に提供し続けてもらいたい。
- 文化芸術に親しむ機会が、文化芸術から遠いと思われる現場で増えることで、介護や教育、子育ての質が向上したり、社会課題の解決への糸口となったりすることが期待できる。

- 伝統的な文化芸術の継承や保存に力点を置くのではなく、千年後の京都に息づく文化の創造に向けて取り組んでほしい。
- 京都駅の周辺エリアに新たな文化ゾーンが創出できれば都市格の更なる向上につながる。取り組むに当たっては伝統にこだわりすぎず、現代美術やマンガ・アニメなど、幅広い芸術が花開くようにしてほしい。
- 文化を経済効果も見込めるものとして捉え、あらゆる分野とクロスさせて相乗効果を図ることが、京都市政に大きくプラスになる。
- 文化財には至らないような京町家をはじめ、古民家、洋館、近代建築などの歴史的建築物について、幅広く支援を講じてほしい。
- 若き芸術家を輩出するためにも京都市立芸術大学の移転整備を着実に進めてほしい。
- 文化庁の全面的移転は、地方創生のシンボリックな出来事であり、大きく文化の立ち位置が変化していくことになる。観光等他分野と連携して経済の活性化をしていくために施策を打つことが、全国のモデルにもなりうる。
- 2020年の東京オリンピックの後に、人材や文化資源が育ち、引き継がれるような仕組みづくりに努めてほしい。等

ウ 今後取組の推進に際して参考とするもの(50件)

- 計画内容が抽象的になり、具体的な取組が不十分に終わってしまわないように進めてほしい。
- 事業名を含めてもう少し身近に感じられ、参加しやすいものにしてほしい。等

11 計画策定までの経過

年月	事項	備考
平成18年4月	京都文化芸術都市創生条例施行	
平成19年3月	第1期 京都文化芸術都市創生計画策定	
平成24年3月	第1期 京都文化芸術都市創生計画を改定	
平成27年2月	京都文化芸術プログラム2020を策定	
平成28年4月	第15回京都文化芸術都市創生審議会開催 京都文化芸術都市創生審議会・第1回政策部会開催	第2期 京都文化芸術都市創生計画の策定を諮問 趣旨説明
6月	京都文化芸術都市創生審議会・第2回政策部会開催	計画の基本理念等を検討
7月	京都文化芸術都市創生審議会・第3回政策部会開催	計画の方針等を検討
8月	京都文化芸術都市創生審議会・第4回政策部会開催 京都文化芸術プログラム2020 ⁺ にバージョンアップ	計画の構成等を検討
9月	京都文化芸術都市創生審議会・第5回政策部会開催	計画案を検討
11月	第16回京都文化芸術都市創生審議会開催 京都文化芸術都市創生審議会・第6回政策部会開催(審議会と合同開催)	計画案を審議
12月	第2期 京都文化芸術都市創生計画(案)を公表 第2期 京都文化芸術都市創生計画(案)に関する市民意見の募集	
平成29年2月	第17回京都文化芸術都市創生審議会 京都文化芸術都市創生審議会・第7回政策部会開催(審議会と合同開催)	計画答申案を審議
3月	京都文化芸術都市創生審議会から答申 第2期 京都文化芸術都市創生計画策定	

※ 1 文化芸術

限定的に定義するものではないが、「文化芸術振興基本法」(平成13年12月施行)に準じた、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、文学、映画・漫画等のメディア芸術、能・狂言・邦舞・邦楽等の伝統芸能、落語、茶道・華道、囲碁・将棋、民俗芸能等のほか、祭礼や、暮らしの文化(京ことばや京都の衣食住の習慣等)等を想定している。

※ 2 文化的景観

文化財保護法では、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの」と定義している。

※ 3 歴史都市・京都創生策Ⅱ

京都市では、平成15年6月に京都創生懇談会(座長 梅原猛氏)からの「国家戦略としての京都創生の提言」を受け、16年に「歴史都市・京都創生策(案)」をまとめた。これを踏まえ、18年11月に京都市の今後の方針や国への要望、提案をより具体化した「歴史都市・京都創生策Ⅱ」を策定。「京都らしく美しい景観の保全、再生、創造」、「永年の歴史に育まれてきた文化の継承と創造」、「京都の都市資源を活かした魅力の創造と発信」を三つの目標とし、京都創生の実現を目指している。創生計画は「京都創生策」における文化面の取組の推進をも担うもの。

※ 4 暮らしの文化

京ことばや京都ならではの衣食住の習慣、年中行事などをはじめ、京都の先人たちの暮らしの中から生み出され、その中で受け継がれてきた文化。

※ 5 アーティスト・イン・レジデンス

芸術家等の滞在制作及び展覧会を支援するとともに、ワークショップ等の交流プログラムを実施することにより、芸術家等と市民との多様な交流を図る様々な芸術体験の場を設け、芸術に関わる人材の育成や文化芸術の促進を目的としている。国内外のアーティストとの文化交流が、地域の活性化やまちの価値の再発見にもつながると期待されている。

※ 6 京都文化芸術コア・ネットワーク

京都を中心に文化芸術を支える専門的活動を行う者(アートマネージャー、研究者、学芸員、評論家など)が、多様な情報を収集、編集、発信するための情報交流のプラットフォーム。

※ 7 東山 アーティスツ・プレイスメント・サービス実行委員会(略称:HAPS(ハップス))

芸術家に適した空き家の紹介や、閉校施設等の活用による制作場所の提供、専門家のネットワークによる発表活動の支援など、芸術家が京都に根差した活動を行えるよう支援するために、京都市が平成23年9月に設立した。

※ 8 ビッグデータ

日々自動的に収集される膨大な電子データのこと。インターネットの閲覧履歴を自動分析してWEB画面に広告を掲出したり、自動車の走行情報を収集して渋滞情報を提供するなど、様々な分野での活用が期待されている。

※ 9 人工知能

学習、推論、判断といった人間の知能の持つ機能を備えたコンピューターシステムのこと。

※ 10 ICT

Information and Communication Technology の略語で、情報・通信に関する技術の総称のこと。

※ 11 社会包摂

文化芸術に備わる特性をいかし、社会的に課題を抱えている人々に対して社会参加の機会を開き、社会的課題の緩和や解決に取り組む継続的活動のこと。

※12 真のワーク・ライフ・バランス

地域や社会における「つながり」の中で求められる自らの役割や責任は何かを考えたうえで、自分のライフスタイルやライフステージに合わせて「生き方」「働き方」を自ら選ぶことで、「生きがい」のある充実した人生を送ること。一般的にワーク・ライフ・バランスは「仕事と生活の調和」を意味しているが、本市ではつながりに着目し、「真のワーク・ライフ・バランス」の実現を推進している。

※13 アイデンティティ

自己が環境や時間の変化に関わらず、連続する同一のものであること。主体性。自己同一性。

※14 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、言語、習慣、心身の状態に関わらず、全ての人ができる限り利用しやすいように、製品、建物、空間をデザインすることを目指す考え方のこと。

※15 コワーキングスペース

様々な業種、年齢の人々が集まり、仕事をしたり、ノウハウやアイデアを共有し、協働する場所のこと。

※16 ソーシャルデザイン

制度設計などを含む広義のデザイン思考を用いて、社会の課題を解決し、新たな社会システムを構築すること。

※17 オープンデータ

本市の保有する行政情報を、誰でも自由に利用できるよう、営利・非営利目的を問わず、市民等が利用しやすいデータ形式で公開し、データを自由に加工・編集して利用することができるもの。

※18 キュレーター

博物館や美術館等で研究・収集・展示・保存・管理などを担当する専門職のこと。

※19 メディア芸術

映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術のこと。

※20 コンテンツ産業

マンガ・アニメ、映画・映像、ゲーム等のコンテンツ資源をいかした産業。伝統産業や観光産業など、幅広い産業分野への波及効果と、それによる地域活性化が期待される。

※21 MICE

M (Meeting/ ミーティング), I (Incentive tour/ インセンティブツアー), C (Convention/ コンベンション), E (Event/ イベント・Exhibition/ エキシビション) の4つの頭文字を取った造語。多くの集客・交流が見込まれるイベントなどの総称で、観光客以上に大きな経済効果が期待される。

※22 ネーミングライツ

公共施設などの名称に、企業の社名やブランド名を付与する権利、いわゆる「命名権」と呼ばれるもののこと。

※23 中規模文化圏構想

市の周辺地域を東西南北に分け、各地域に文化活動の場を確保し、市民の交流及び地域からの文化的発信を図ることを目指した構想。「市民参加型」の「総合文化空間」の創出が必要であることが謳われた。

※24 DMO

Destination Management Organizationの略語で、「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役としての役割を果たす組織のこと。

第2期 京都文化芸術都市創生計画（平成29（2017）年4月－平成39（2027）年3月）

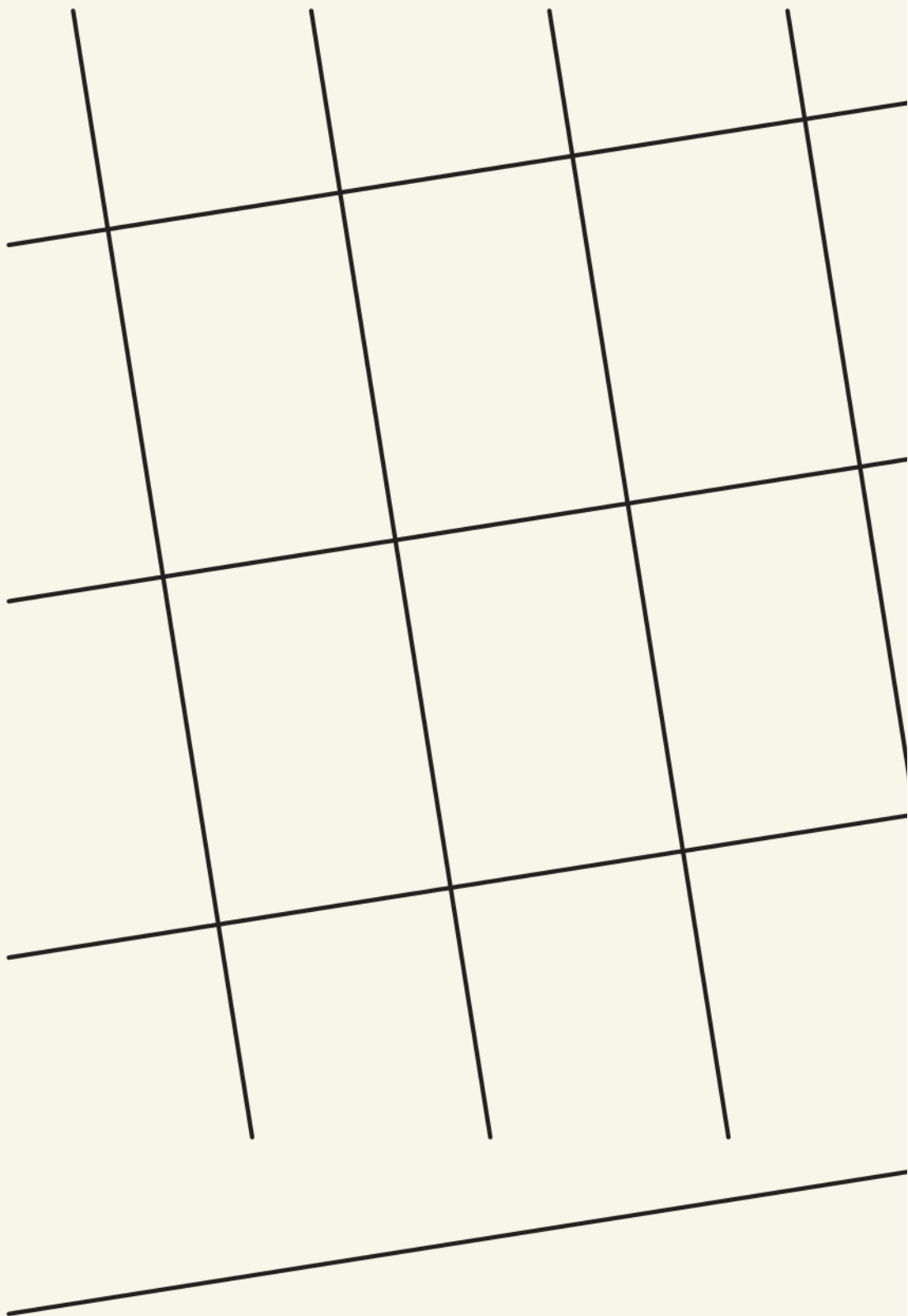
平成29（2017）年3月策定，発行

京都市 文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課

〒604-8006 京都市中京区河原町御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル2階

TEL 075-366-0033 FAX 075-213-3181

京都市印刷物第283212号



京都市